

周防大島町告示第8号

平成23年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年3月1日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成23年3月8日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

神岡 光人君

平野 和生君

今元 直寛君

安本 貞敏君

中村 美子君

魚谷 洋一君

松井 岑雄君

布村 和男君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

魚原 満晴君

広田 清晴君

尾元 武君

中本 博明君

平川 敏郎君

久保 雅己君

小田 貞利君

3月9日に応招した議員

3月23日に応招した議員

3月24日に応招した議員

応招しなかった議員

平成23年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成23年3月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成23年3月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第11号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第12号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第13号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第14号 平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第15号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第16号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第17号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第18号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第19号 平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第20号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第21号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第22号 大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町職員定数条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町特別会計条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一

#### 部改正について

- 日程第24 議案第29号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第26 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 日程第27 議案第32号 町道路線の認定について
- 日程第28 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第29 議案第34号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第30 議案第35号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第36号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第37号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第39号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第40号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第41号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第42号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第43号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第44号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第45号 平成21年度周防大島町立久賀小学校校舎（普通特別教室棟・便所棟）耐震補強及び改修工事の請負変更契約の締結について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第11号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第12号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第13号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

- 3号)
- 日程第9 議案第14号 平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第15号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第16号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第17号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第18号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第19号 平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第20号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第21号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第22号 大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町職員定数条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町特別会計条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第26 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 日程第27 議案第32号 町道路線の認定について
- 日程第28 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第29 議案第34号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第30 議案第35号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第36号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第37号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

- 日程第34 議案第39号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について  
 日程第35 議案第40号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 日程第36 議案第41号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 日程第37 議案第42号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について  
 日程第38 議案第43号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について  
 日程第39 議案第44号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について  
 日程第40 議案第45号 平成21年度周防大島町立久賀小学校校舎（普通特別教室棟・便所棟）耐震補強及び改修工事の請負変更契約の締結について

出席議員（16名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 田中隆太郎君  | 2番 杉山 藤雄君  |
| 4番 新山 玄雄君  | 5番 平野 和生君  |
| 6番 魚原 満晴君  | 8番 広田 清晴君  |
| 9番 安本 貞敏君  | 10番 尾元 武君  |
| 11番 中村 美子君 | 12番 中本 博明君 |
| 13番 魚谷 洋一君 | 14番 平川 敏郎君 |
| 15番 松井 岑雄君 | 18番 布村 和男君 |
| 19番 小田 貞利君 | 20番 荒川 政義君 |

欠席議員（3名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 3番 神岡 光人君  | 7番 今元 直寛君 |
| 17番 久保 雅己君 |           |

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 事務局長 木元 真琴君 | 議事課長 中尾 豊樹君 |
| 書記 中村 和江君   | 書記 林 祐子君    |

説明のため出席した者の職氏名

- |           |        |              |       |
|-----------|--------|--------------|-------|
| 町長 .....  | 椎木 巧君  | 代表監査委員 ..... | 相川 實君 |
| 副町長 ..... | 岡村 春雄君 | 教育長 .....    | 平田 武君 |

公営企業管理者	.....	石原 得博君		
総務部長	.....	中野 守雄君	産業建設部長	..... 嶋元 則昭君
健康福祉部長	.....	田村 敏範君	環境生活部長	..... 松井 秀文君
久賀総合支所長	.....	山本 定雪君	大島総合支所長	..... 川元 文雄君
東和総合支所長	.....	菊本 雅喜君	橘総合支所長	..... 八幡 清治君
会計管理者兼会計課長	.....			北杉 憲昌君
教育次長	.....	村田 雅典君	公営企業局総務部長	... 河村 常和君
総務課長	.....	西本 芳隆君	財政課長	..... 奈良元正昭君
介護保険課長	.....	舩重 久人君	健康増進課長	..... 東原 平典君
公営企業局財政課長	...	村岡 宏章君	建設課長	..... 木村 順一君

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。本日は御出席をいただきありがとうございます。ただいまから平成23年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

神岡光人議員及び今元直寛議員の両名より病気等の理由により、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。また、久保雅己議員より遅刻の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、杉山藤雄議員、4番、新山玄雄議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る3月1日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの17日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの17日間とすることに決しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年1月以降本日までに、議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告が提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、請願、陳情・要望については、現時点での受理はございません。

続いて、系統議長会関係についてその状況を御報告いたします。

去る2月16日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催されました。23年度の事業計画及び関連予算等について審議決定いたしましたところであります。

その概要について、主なものについて申し上げますと、議員研修については8月と9月の2回の開催を予定しております。

次に、山口県離島振興町議会議長会の定例会も同日開催されました。光市議会を含め1市4町の組織でございましたが、光市議会が23年度をもって脱会することとなりました。大変残念ではございますが、いたし方のないこととございます。県内では4町のみのお組織でございますが、今年度は特に、生活条件等の面で本土との間の格差を少しでも減少させるべく離島振興の施策推進の要望活動を積極的に行うことを取り決めたところでございます。

また、山口県後期高齢者医療広域連合会定例会に出席をいたしました。23年度の予算関係資料につきましては、議員控室書棚に整理しておりますので、御高覧いただきたいと思います。あわせて、柳井地域・広域に係る消防組合議会及び水道企業団議会の23年度予算関係につきましても関係議員さんより議員控室書棚に整理いたしておりますことを申し添えておきます。

次に、町人会関係ですが、1月16日の東京久賀倶楽部総会へ平川敏郎議員と布村和男議員が、また2月26日の東京たちばな会、翌日27日の関西橋町人会へ平野和生議員が出席をされました。議会を代表するとともに、それぞれ旧町出身の議員として、町の最新の情報を届けられるとともに、旧交を温められましたことに敬意と感謝を申し上げますところとございます。大変御苦労さまでございました。

続いて慶弔に関しまして、本年2月9日付にて全国町村議会議長会長よりの表彰として神岡光人議員が、15年以上の在職でかつ、功労のあった者として自治功労賞の栄を受けられました。私ども同僚といたしましても御同慶に存ずるところであります。神岡議員の今後ますますの御活躍を祈念しております。

最後になりましたが、本日付で、私、議長からの諮問として、皆様のお手元に配布してありま

すとおりに、議会運営委員会には議員定数等に関する事を、議会広報編集特別委員会に対しては、ケーブルテレビによる議会放映等に関する事について、調査、研究をしていただき、真に本町にふさわしい議会のあり方を模索しようとするものでありますので、委員会として忌憚のない回答を期待しております。その回答をいただいた後に、議員全員協議会においてさらに議論を重ね、本町議会としてふさわしい答えが出せればと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．施政方針並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明に入ります。

町長より施政方針並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 本日は、平成23年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、まことにありがとうございます。

平成23年度一般会計予算案を初め、各特別会計予算案並びに重要諸案件につきまして御審議をいただくに当たりまして、町政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、町議会議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

まず、町政運営の基本方針についてであります。

私が周防大島町2代目の町長に就任をいたしまして、早くも2年が経過をいたしました。町政のさまざまな課題に思いをいたしながら、私に課せられた使命と責任の大きさを改めて痛感しているところであります。

就任当初から世界的に厳しい経済不況に見舞われまして、今なおその尾を引いております。

また一昨年には、劇的な政権交代がありました。既に、鳩山内閣から菅内閣となりました。民主党政権になり、事業仕分けによる無駄遣いの削減、子ども手当の創設、高速道路の無料化、高校の授業料無償化などが実施されていますが、いずれもいまだ道半ばといったところであります。

さらに、外交問題を初め、社会保障制度改革や財源問題、地域主権改革などの重要政策も、国政運営が揺らいでいる状況ではまことに厳しい状況と言わざるを得ません。

さらに、昨年の参議院選挙後の衆参ねじれ現象により、日本の政治、経済は混迷の度を深めております。安定した経済成長や安心して暮らせる社会環境は遠のいている状況と言えます。早期に国民が未来を語り、希望を持てる社会を実現していかなければならないと感じているところでございます。



また、地方にとって重要政策の一つであります地域主権関連3法案、すなわち、一つ、国が法令で自治体の仕事を縛る「義務づけ・枠づけ」を見直すもの。2つ目として、地方に影響を及ぼす国の政策については、閣僚と自治体側で政策の企画、立案段階から話し合いを行う「国と地方の協議の場」の設置法案。3つ目として、地方議会の議員定数上限撤廃などを盛り込んだ、地方自治法改正案であります。この地域主権3法案について、地方6団体からは早期の成立を何度も求めておりますが、いまだ成立のめどが立っていない状況であります。

また、地方政治も阿久根市や名古屋市、防府市での市長と議会の対立が連日報道され、二元代表制をとる日本の地方自治制度の関心が高まっております。二元代表制は、権力の分立と相互牽制が基本となるものであり、お互いを尊重し、住民の付託にこたえるべく議論を重ねながら、行政を進めていく必要があると考えております。

このような状況の中ではありますが、財政の健全化を第一に掲げ、町政の推進に取り組んでまいります。政府は地方主権を進める大方針を掲げており、今後ますます自治体の自主性・独立性が強く求められることとなります。住民に一番身近な自治体としての責任がさらに大きくなり、そのための自主自立の町づくりを支える財政基盤の確立は、最も重要なことと考えております。

財政の健全化は「住民サービスをいかに安定的に維持向上させていくか」という、その目的のための手段でありまして、財政基盤の一層の確立を目指し、行政コストの削減により生み出された財源により、「合併してよかったと実感できる町づくり」を念頭に、諸施策を推進してまいります。

そこで、昨年に取り組んできた主な事業につきまして申し上げますと、まず、児童生徒の安全を確保する学校耐震化についてであります。改築した東和中学校は、昨年4月に油田中学校生徒などを迎え、新校舎で新たな歴史の一步を踏み出しました。

この3月には、久賀小学校耐震化補強事業が完了し、現在建設中でありまして大島中学校屋内運動場につきましては、本年6月に竣工予定であります。これによりまして本町の学校耐震化率は81%となり、県下では2番目の耐震化整備率となります。引き続き学校耐震化率100%に向け整備を進めてまいります。また、全小学校の教育用パソコン等を更新し、情報化社会に対応できる子供達の育成を図ってまいりました。

ちびっ子医療費助成事業については、所得制限を撤廃し小学校6年生まで、すべての医療費を無料化いたしております。新たに、子ども手当てや特定不妊治療費助成事業等も実施を始めました。

道の駅一帯に建設中でありましてチャレンジショップも、この4月にはオープンの運びとなりまして、新たな意欲のある町内業者の出店により、多くの観光客や地元経済への波及効果を期待しております。また情島航路せと丸や、浮島航路ひらい丸の新船竣工や、長年にわたり事業を推進

してまいりましたオレンジロードも全線開通をいたしました。

修学旅行生の誘致を行う体験交流型観光事業やスポーツ合宿の誘致、さらには、緊急雇用創出事業についても引き続き推進を行いますとともに、岩国空港ビル株式会社に出資をいたしました。平成24年度に予定されております、岩国基地の民間空港再開に大きな期待を寄せているところであります。

鳥獣被害防止事業については、防護さく設置等の助成を行い、また、下水道整備事業や太陽光発電設置補助の促進、防災対策の一環として、町内4カ所に浄水器、投光器など各種備品を完備した防災倉庫を設置いたしました。義務化されます住宅用火災報知器の貸与事業も、引き続き実施してまいりました。

移転新築工事を行ってきました大島病院も、昨年11月に開院し、周防大島町の医療体制のさらなる充実が図られたところであります。

また、本年7月のアナログ放送終了に伴い、町内各地で地上デジタル放送の「新たな難視聴地域」が発生することが判明し、その対策として、光ファイバーによるケーブルテレビ事業を推進することとし、同時に難視聴世帯などに加入負担金の助成を行う対策を講じてまいりました。

さらに、国際交流を推進する町として、旅券、パスポートですが、申請発給事務を昨年10月より開始いたしました。先月までに約80名の方の申請を受け付けております。今年度より始めた私と住民との対話であります、ワンテーマディスカッションも数多く開催することができ、町民皆様の切実な思いに接することができました。

平成23年度に向けましても、「安心して幸せに暮らせる町づくり」のさらなる推進のため、引き続き粉骨砕身努力してまいり所存であります。

ここで、世界に目を向けますと、中国、インドなどの新興国が高い経済成長を達成する一方、アメリカ経済の回復の足取りは重く、またヨーロッパ諸国の経済危機もいまだ沈静化をしておりません。

また、世界の各地において貿易自由化の取り組みが進められており、TPP（環太平洋連携協定）への参加問題なども、我が国の将来を大きく左右する課題として注目されております。

さらに最近、中国、南北朝鮮の問題、さらに北アフリカ、中東における国々の民主化を求める国民の大きなうねりが沸き起こるなど、全世界が大きく揺れ動いている昨今であります。

一方、国内では、少子高齢化の進行などによって、社会保障制度と税制の見直しの必要性が叫ばれております。

我が国経済は、世界的な経済危機の影響から持ち直しているものの、相変わらず、長期的な低迷を脱することができず、若年層を中心にかつての就職氷河期を上回る、厳しい雇用情勢が続いております。

また一部地域を除き、全国的に人口減少が現実のものとなる中で、年金や介護など社会保障制度の将来に対し多くの方が不安を抱いており、社会全体に閉塞感が蔓延しております。

政府は、本年2月の月例経済報告において、景気全体の現状についての判断を「持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつある」として、2カ月連続で引き上げ、昨年10月から足踏み状態としていた景気が、上向きつつあるという認識を示しました。

しかしながら、「個人消費」については、家電のエコポイント制度変更等の影響によりまして、「横ばいとなっている」と、判断を下向きに改めました。政治経済の先行きが不透明な中、政府では緊急経済対策補正予算が組まれ、本町でも既に町道改良や河川改修、漁港海岸改修など住民生活に密着した事業を執行しているところであります。

次に、今後の町政運営についてであります。第1には、「行財政改革の積極的な推進」であります。

国と地方を通じた厳しい財政状況が続き、依然として少子高齢化の歯止めがかからない状況下において、持続可能で安定的な施策の実施のためには、行財政改革は引き続き重要な課題であります。

個人の価値観の多様化による住民ニーズにこたえ、「地域主権改革」の推進に対応するため、地域独自の発想と行動が求められる中、住民と行政の協働による地域づくりを進め、真に自立できる足腰の強い行財政システムを確立していかなければなりません。

本町にとって今何が求められ、そのために限りある物・金・地域資源をどのように有効に活用していくかを問いかけながら、行政サービスの向上、住民との協働、簡素で効率的な行財政運営を柱に、より一層の行財政改革に取り組んでまいります。

第2には、「にぎわいの創出」であります。

私は交流人口100万人を目標に掲げ、種々の政策を推進しております。B & G海洋センター艇庫の改修やチャレンジショップの完成によりまして、陸上競技場など各種既存施設と一体的な活用を図り、今後とも体験型修学旅行の促進やスポーツ合宿の誘致による「にぎわいの創出」を、強力に推進してまいりたいと考えております。

本年10月には、いよいよ山口国体アーチェリー大会の本番を迎えます。その受け入れに万全を期すとともに、全国各地から訪れる数多くの方々に対しまして、おもてなしの心や花いっぱい、クリーンアップの精神でお迎えをしたいと思っております。

第3は、「安全安心の一層の強化、取り組み」についてであります。

昨年も、神奈川県や奄美大島が豪雨や台風で激甚災害指定を受けるなど、全国各地で自然災害が発生しております。

また、本年1月、突如始まった霧島連山、新燃岳の爆発噴火は、自然の猛威の恐ろしさを見せ

つけさせられました。

さらに、ニュージーランドにおける大地震は、日本人を含め多くの方々が被災されるなど、地震国日本にとって、とりわけ東南海・南海地震が予想されている本町にとりまして、決して他人事ではない大惨事となりました。被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

これら自然災害を検証し、教訓として本町の災害対策に活かしていくことが大変重要だと思っております。

防災関係機関や自治防災組織との連携を図り、その継続的な取り組みが、安全安心の一層の強化につながることを肝に銘じ、さらなる災害対策を図っていきたくと考えております。

第4には、1次、2次、3次産業、要するに生産、加工、流通、販売の連携など「新たな農業・漁業への挑戦」であります。

農漁業の振興育成のための基盤整備はもちろんのことでありますが、農業、漁業、豊かな自然や文化を機能的に活用して、滞在型、体験型観光を進めることによりまして、観光交流人口年間100万人を目指し、これらを起爆剤に産業の振興を図ってまいります。

今年度も数校の体験交流学習を受け入れましたが、これから大きな可能性を秘めている事業でもありまして、今後も地域と連携し推進してまいりたいと考えております。

第5には、「自然と環境に優しい町」を目指すことであります。

下水道、合併浄化槽の整備普及、住宅用太陽光発電のクリーンエネルギーの推進を図るとともに、学校の耐震化を引き続き促進してまいります。

第6には、公聴制度の確立であります。

公正で開かれた町政の推進を図ることを目的として、パブリックコメントなど公聴制度の確立が今後の重要課題であると考えておりますので、一層の充実を図ってまいります。

これらの政策の実現に向けまして、私の持てる力を十分に発揮し、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に推進してまいる決意であります。

次に、予算編成の基本方針について申し上げます。

初めに、国の予算についてであります。

平成23年度予算を元気な日本を復活させるために極めて重要な予算であるとして、省庁を超えて予算配分を大胆に組み替えることで財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、経済成長や国民生活の質の向上を実現しようとしております。

そのためには無駄遣いの根絶や、不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い分野に重点配分する財源を確保する必要があるとしております。

このような方針に基づいて編成されました政府の平成23年度一般会計予算案の規模は、9兆2,116億円、前年度対比0.1%の増となっております。「成長、雇用を重視し新成長

戦略を着実に実施」、「国民の生活を第一にマニフェストを着実に実施」、「財政規律の堅持」、このような3つの柱を念頭に予算編成が行われております。

次に、地方財政の状況についてであります。国が示している平成23年度の地方財政計画の総額は、8兆2,505.4億円、前年度対比0.5%の増であります。このうち、歳入に占める一般財源の比率は、前年度を1.6ポイント上回り64.6%、その額は5兆9,499.0億円とされており、一般財源総額は前年度を下回らないよう確保したとされております。

しかしながら、社会保障関係経費の大幅な自然増が依然として見込まれる中、地方財政の借入金残高が平成23年度末で200兆円程度と見込まれるなど、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、そのような中、地方交付税の総額は1兆7,373.4億円、前年度比2.8%の増となっております。また、国においては、円高や海外経済の減速懸念等による景気のリスクに機動的に対応するため、昨年「経済危機対応・地域活性化予備費」、そして「補正予算」、そして「平成23年度予算」の3段階で経済対策を実施するとしております。

今後地方財政において、政府のマニフェストに掲げられた事業の実施や見直し、既存事業の縮小・廃止などに注視をし、適切に対応していかなければなりません。

次に、本町の新年度予算編成についてであります。長引く景気の低迷状況の中、増高する公的債務残高を抱え、我が国の財政運営における地方財政への影響は大変厳しいものがあります。このたび政権交代後の初の本格的な予算編成となり、さまざまな新機軸が打ち出されたものの、現実には財政再建に大きく舵を切らざるを得ない状況から、地方の財政運営にとって不安定な状況にあります。

こうした中での予算編成となりましたが、合併時から取り組んできた大型主要プロジェクトは完了し、平成22年度中に過疎自立促進計画や総合計画後期基本計画を策定し、これからの町づくりの指針や政策課題対応の方向性が固まったことから、今後は「合併してよかったと実感できる町づくり」の新しい展開と加速化を必要とする時期を迎えてきておると考えております。

財政健全化への取り組みも徐々に効果があらわれ、毎年度改善が図られつつも、厳しい状況にまだまだ変わりはありません。引き続き財政の健全化に意を配しながら、国の景気雇用対策や、県の予算編成の動向も注視しつつ、経済性、効率性を徹底的に追及し町民生活に密着した施策実行への財源確保に努めるとともに、真に「幸せに暮らせる町づくり」のための政策の実現に重点を置き、さらに地域主権の確立を目指す予算編成を行いました。

私にとりましては任期の折り返しに当たる予算であるとともに、平成22年度補正予算と一体となった15カ月予算ととらえ、予算編成を行ったところでありますが、次の5つの柱を「安心して暮らせる町づくり」の目標として掲げ、これからの町政を積極果敢に運営してまいります。

1本目の柱、「安心して子供を産み育てられる町づくり」として、子育て支援等についてであ

りますが、ちびっ子医療費助成事業につきましては、引き続き所得制限を撤廃し、小学6年生までのすべての子供さんの医療費無料化を継続し、読み聞かせサポート事業、子ども手当事業も拡充してまいります。

特定不妊治療費助成事業についても、少子化の著しい本町といたしましては、引き続き町独自に上乘せをして継続してまいります。また、従来の予防接種に加え、子宮頸がんワクチン等接種事業を全額町負担で実施をいたします。

学校校舎耐震化についてであります。耐震2次診断の結果を踏まえ、油田小学校屋内運動場の耐震化事業を継続し、新たに久賀中学校校舎改築事業、東和中学校屋内運動場耐震化事業に取り組み、平成26年度末には、耐震化率100%を目指していこうとするものであります。

新年度から小学校5、6年生を対象に英語授業の開始もあり、英語によるコミュニケーション能力向上のため、外国青年英語指導事業をより充実してまいります。

次に、2本目の柱、「働く意欲のわき出る町づくり」、産業振興についてであります。

新規事業であります周防大島市場販路拡大事業は、東京でのアンテナショップであります。民間事業者が東京都港区麻布十番に開設する長州市場という山口県産品の販売スペースの中に、周防大島町の販売スペースを町で確保し、販売委託をすることによってリスクを最小限に抑えながら、町内の農水産物や加工品等の販路を拡大するとともに、周防大島町のPRをしようとするものであります。

拡大傾向にあるイノシシ被害防止のため、防護さく設置等の助成拡大や有害鳥獣捕獲事業を引き続き実施するため、予算額を大幅に増額をいたしました。

また、新たな雇用機会の創出や人材育成のための緊急雇用創出事業を継続し、さらにニューファーマー総合支援事業やニューフィッシャー確保育成推進事業によりまして、新規就農者や新規の漁業の担い手の育成を支援してまいります。

体験交流型観光推進事業については、平成21年度から本格的に修学旅行生の受け入れを開始し、非常に好評を博しているところであります。新年度は、17校約3,200人の修学旅行生の体験交流に加えまして、約200名の引率の教職員の宿泊が予定されており、地域の皆様の御協力を得ながら、受け入れ準備に努めてまいります。

あわせて、既に延べ約7,000泊、延べ泊ですから約7,000泊ありますマラソンや駅伝、テニス、サッカー、アーチェリーなどのスポーツ合宿の誘致にも積極的に取り組み、交流人口の拡大を図ってまいります。

続いて、3本目の柱、「自然と環境に優しい町づくり」、生活環境の整備についてであります。

新年度から積極的に取り組みを強化しようと考えておりますのが、シルバー層の周防大島町への移住対策であります。まず空き家情報有効活用システム推進事業で、Uターン・Jターン・I

ターン希望者の要望に迅速にこたえるため、空き家調査及び空き家バンク登録の意向調査などを本格的に実施するものであります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、地球温暖化対策のため、国の対策により設置した住宅用太陽光発電システムに、町が上乗せをして補助金を交付するものであります。

合併浄化槽設置事業は、下水道未整備地区における経費の一部を支援するものでありまして、下水道整備事業は、引き続き安下庄地区公共下水道事業の促進を図るとともに、東和浄化センターの改修を行います。また、新規に久賀地区及び大島地区の公共下水道整備計画を策定し、下水道整備の促進を図ってまいります。

次に、4本目の柱でございますが、「晩年を豊かで安心して過ごせる町づくり」、保健・福祉・医療・防災に関する事項についてであります。

東南海・南海地震対策推進地域に県内で唯一指定されている本町におきましては、災害対策には万全を期することが必要であると認識しております。

避難者の方々の不安解消を図るため、新年度も防災用品を備えた防災倉庫を計画的に設置し、防火水槽も2基設置いたします。昨年度、平成22年度に防災倉庫4基を設置いたしました。今年度もさらに防災倉庫4基を設置するとともに、防火水槽も2基新設をいたします。

また、木造住宅耐震診断結果を受けての住宅耐震改修の助成を引き続き実施し、さらに、今年度から住環境の改善と地元経済対策の一環といたしまして、住宅を地元施工業者によってリフォームした場合、その経費の一部を助成する制度を新規に開始をいたします。特に体験型修学旅行生を受け入れる家庭のリフォームの場合は、助成額をさらに上乗せすることとしております。高齢化が進んでおりトイレ、お風呂、キッチンなどバリアフリーでリフォームし、快適な住環境と地域の建築関係業界の雇用対策に寄与できるものと期待をいたしております。

福祉・医療では従来のがん検診に加え、前立腺がんの検診を新たに実施することといたしました。特定健診とあわせて実施することによりまして、受診率を高めようとするものであります。

また、町民の要望の強い橘斎場の葬斎場の整備及び大島斎場の和室等増築の調査設計を開始し、東和病院の未耐震部分であります東棟改築の設計業務にも着手をいたします。

最後に、5本目の柱、「次世代にすてきな未来を約束する町づくり」についてであります。

まず、ワンテーマディスカッションについてであります。引き続き実施することにより、町民の町政運営の参画を促進してまいります。

地上デジタル放送化による「新たな難視地域」については、民間業者が行うCATV網整備の支援によりその解消を図りまして、あわせて一般世帯も含め加入負担金の助成を行い、加入促進を図ってまいります。

福祉事務所設置事業は、地域主権の時代に対応し、可能なものは積極的に事務・権限の委譲を

受けることとし、平成24年4月1日に町福祉事務所設置のため、新年度にその移行のための諸準備を行ってまいります。

また、社会体育活動推進のため、安下庄小学校グラウンドにナイター照明設備を整備し、久賀民俗資料館の重要有形民俗文化財や大島歴史民俗資料館の塩田関係資料の保存整理を実施いたします。

地域づくり活動支援事業は、魅力ある町づくりの促進のため、地域づくり活動を実践する団体から事業を公募いたしまして、その事業費を助成することにより地域活動を積極的に支援しようとするものであります。

最後に国体経費であります。本年10月に実施されます、おいでませ山口国体の準備への取り組みを一層強化し、アーチェリー大会、デモンストレーション競技でありますハング・パラグライダー大会の選手、関係者等が競技に専念できる環境づくりに努め、同時に機運の醸成を図ってまいります。

以上、5つの柱の町づくりにつきまして、その主要事業を御説明いたしましたが、誠実・着実に諸施策を実行してまいりたいと、決意を新たにしているところであります。

その結果、予算規模につきましては、一般会計で134億5,000万円、国民健康保険事業特別会計等、9特別会計あわせまして86億6,580万円、合計では221億1,580万円となっております。

また、公営企業局企業会計では、収益的支出が約46億7,000万円、資本的支出が約10億7,000万円の予算となっております。

一般会計では、対前年度比0.4%の増額予算となっております。歳出予算では、職員総数の減によりまして人件費は減少しております。歳入予算では、町税等の自主財源比率は14.5%であり、地方交付税や国、県支出金といった依存財源が85.5%を占め、依然として厳しい財政環境であります。

このような状況下ではありますが、合併効果や行財政改革効果、在日米軍再編交付金などを活用し、住民生活に密着した事業を重点化した予算編成を行ったところであります。

議員の皆様方の御理解と御支援を重ねてお願いする次第であります。

それでは、今定例会に提案をいたしております主案件につきまして御説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

本年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成23年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ134億5,000万円となっております。前年度当初予算比



5,000万円の増額で、率にして0.4%の増となっております。

まず、歳入の主なものについてであります。景気動向や人口減等を踏まえ、町税が5.6%減の13億1,494万円、地方譲与税が3.3%減の1億1,800万円、地方消費税交付金が5.9%増の1億2,500万円、また地方交付税が1.5%増の81億1,000万円、これに臨時財政対策債を加えました広義、広い意味での地方交付税は、86億9,000万円と見込んでおります。

次に、使用料及び手数料が1.1%減の1億9,748万6,000円、国庫支出金につきましては、大島中学校屋内運動場改築事業の完了等によります減額要因に対しまして、今年度から子ども手当に関する負担金や油田小学校屋内運動場耐震化事業といった増額要因によりまして、5.8%増の7億4,078万6,000円。

県支出金は、国体開催費補助金、緊急雇用創出事業補助金の増額等によりまして、7.6%増の8億9,886万3,000円。

繰入金は、各基金の取り崩しであります。再編交付金を財源に積み立てております。ちびっ子医療費助成事業基金から約1,400万円、福祉医療費の一部負担金助成事業基金から約1,100万円、CATV加入促進のための基金から4,700万円を取り崩すなど、9,826万7,000円であります。

なお、平成23年度当初予算では、財政調整基金及び減債基金の取り崩しは予定をいたしておりません。

続いて、諸収入が10.8%減の2億1,547万1,000円、町債は、大島病院新築移転事業等、各事業の完了に伴う合併特例債の減、またCATV整備事業補助等、新たな事業による過疎対策事業債の増額がありますが、全体として8.7%減の14億2,590万円であります。

なお、歳入全体に占める町債依存度は10.6%、合併時に262億円ありました起債残高は年度末で219億2,586万7,000円の見込みとなっております。約43億円減少する予定であります。

次に、歳出であります。人件費は5.1%減の23億535万2,000円あります。人件費につきましては、合併時28億4,500万円であったことを考えますと、5億円余りの行政改革効果が出ておるところであります。

公債費は予算総額の18.3%を占めておりますが、5.2%減の24億6,460万2,000円、扶助費は8.3%増の13億6,846万4,000円、3歳未満の子ども手当の増額、障害者自立支援給付の増額によるものであります。

人件費、公債費、扶助費をあわせた義務的経費が、3.4%減の61億3,841万8,000円あります。

投資的経費につきましては、普通建設事業が88.9%増の14億5,926万2,000円と大きく増額となっており、地域情報通信基盤整備推進事業として取り組みますCATV通信網の整備補助が大きな要因となっております。

物件費は、緊急雇用対策への対応、住民基本台帳システムの改修等で10.7%増の17億6,108万1,000円、補助費等は、柳井地区広域消防組合への負担金、CATV加入促進補助金等で、9.9%増の16億9,250万7,000円。投資及び出資金は、大島病院新築移転事業のほぼ完了に伴います公営企業局への繰り出し金の減によりまして、92.3%減の5,693万1,000円となっております。

地方債の状況についてであります。一般会計においては起債残高見込みは、6億2,200万円の減となりまして、プライマリーバランスの見込みは約10億3,300万円と、大幅な黒字となっております。

なお、合併関連事業としての主な事業は、学校施設耐震化事業、廃棄物収集車整備事業、中山間地域総合整備事業負担金等であります。

また、米軍再編に係る交付金関連事業として、防火水槽整備事業、防災備蓄倉庫整備事業、漁港陸閘整備事業、グラウンド照明整備事業、また、交付金を財源に設置した基金による、ちびっ子医療費助成事業等であります。

議案第2号から議案第10号までは、平成23年度各特別会計予算及び公営企業局企業会計予算に係るものであります。

議案第2号は、平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2億4,610万6,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ33億283万6,000円となっており、前年度当初予算比6,078万6,000円の減額となっております。

議案第3号は、平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億6,030万1,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ4億1,845万9,000円となっており、前年度当初予算比1,032万2,000円の減額となっております。

議案第4号は、平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億1,902万9,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ31億2,751万9,000円となっております。前年度当初予算比5,285万3,000円の増額となっております。

議案第5号は、平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億1,165万円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ9億2,575万1,000円となっており、前年度当初予算比1,205万3,000円の減額となっております。

議案第6号は、平成23年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2億1,540万3,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ4億7,157万2,000円となっており、前年度当初予算比4,060万8,000円の減額となっております。

議案第7号は、平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億6,317万4,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ3億1,385万2,000円となっており、前年度当初予算比1,510万9,000円の増額となっております。

議案第8号は、平成23年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2,408万4,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ2,910万7,000円となっており、前年度当初予算比560万3,000円の減額であります。

議案第9号は、平成23年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてであります。

一般会計から842万6,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ7,670万4,000円となっており、前年度当初予算比324万4,000円の減額となっております。

議案第10号は、平成23年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予算につきましては、収入合計を46億6,835万円、支出合計を46億6,791万3,000円とし、資本的収入及び支出予算につきましては、収入合計を7億2,780万円、支出合計を10億6,728万5,000円とするものであります。

議案第11号から議案第21号までは、平成22年度各会計に係る補正予算に関するものであります。

一般会計におきましては、1月の議会臨時会で御議決をいただきました国の補正予算「住民生活に光をそそぐ交付金」の追加交付に伴う対応と、財源調整が含まれておりますが、その他については、いずれも財源の確定見込みや事業の最終見込みによる所要の補正を行うものであります。

議案第11号は、平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,482万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億6,325万円とするものであります。

議案第12号は、平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,019万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,367万5,000円とするものであります。

議案第13号は、平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ603万4,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,341万3,000円とするものであります。

議案第14号は、平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ718万円とするものであります。

議案第15号は、平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,384万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,879万6,000円とするものであります。

議案第16号は、平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,939万3,000円とするもの。

議案第17号は、平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,391万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,389万9,000円とするものであります。

議案第18号は、平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,873万7,000円とするものであります。

議案第19号は、平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,408万1,000円とするものであります。

議案第20号は、平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,143万9,000円とするものであります。

議案第21号は、平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)についてであります。

収益的収入及び支出予算の収入では1億4,714万円減額し、合計を43億8,260万円と

し、支出では4,072万5,000円を減額し、合計を46億8,419万2,000円とし、資  
本的収入及び支出予算の収入では2億7,245万9,000円増額し、合計を31億7,425万  
9,000円とし、支出では1億6,013万円減額し、合計を31億4,891万1,000円と  
するものであります。

議案第22号は、大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

大島田舎美術館は、老朽化が激しく、改修等による存続効果も低いことから、本条例を廃止し  
ようとするものであります。

議案第23号は、周防大島町職員定数条例の一部改正についてであります。

今後の診療報酬改正や地域住民の医療ニーズにこたえるため、公営企業局の職員定数の変更  
に伴い、条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第24号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

地域づくり活動支援事業の審査会の委員について、非常勤職員の職名を新たに追加しよ  
うとするものであります。

また、議案第22号で提案いたしました大島田舎美術館に関する条例の廃止に伴い、田舎美術  
館運営委員の設置が不要になりましたので、これを削除しようとするものであります。

議案第25号は、周防大島町特別会計条例の一部改正についてであります。

平成20年3月末をもって老人保健法が廃止され、法律上、特別会計の設置義務が平成22年  
度で終了するため、条例の一部を改正し廃止しようとするものであります。

議案第26号は、周防大島町スクールバス条例の一部改正についてであります。

本年4月の椋野小学校の久賀小学校への統合に伴いまして、新たに椋野久賀線としてスクール  
バスを運行するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第27号は、周防大島町地区体育館設置条例の一部改正についてであります。

椋野小学校が、平成23年3月31日をもって閉校となることに伴いまして、椋野小学校体育  
館を地区体育館として設置するため、条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第28号は、周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正  
についてであります。

本施設の艇庫の使用料につきましては、長年据え置かれたままであるため、現有の舟艇の使用  
料改定と、新たな種類の舟艇使用料の金額設定を行うため、条例の一部を改正しようとするもの  
であります。

議案第29号は、周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

厚生労働省が出産育児一時金の支給額を、平成23年4月から恒久化することを決定したこと  
に伴いまして、条例の一部改正しようとするものであります。

議案第30号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更についてであります。

山口県市町総合事務組合の各団体への、新たな団体の加入に伴う規約の変更を行うものであります。

議案第31号は、財産の無償譲渡についてであります。

本町が県へ無償貸与しております、たちばな園の用に供している土地や建物について、県と同様に山口県社会福祉事業団へ財産を無償で譲渡するため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第32号は、町道路線の認定（吉井南線）についてであります。

大字東屋代地内の道路新設改良工事に伴いまして、吉井南線として町道路線の認定することについて、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第33号は、町道路線の認定（浅の浜大谷線）についてであります。

国道437号道路改良工事に伴いまして、浅の浜大谷線として町道路線に認定することについて、議会の御議決をお願いするものでございます。

議案第34号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本計画の内容に事業の追加をし、計画の変更を行うものであります。

議案第35号は、油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第36号は、小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第37号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてであります。

議案第38号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてであります。

議案第39号は、屋代山泉センターの指定管理者の指定についてであります。

議案第40号は、神領コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案第41号は、小松コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案第42号は、安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてであります。

議案第43号は、正分地区農事集会所の指定管理者の指定についてであります。

議案第44号は、鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてであります。

議案第45号は、平成21年度周防大島町久賀小学校校舎、これは普通特別教室棟と便所棟であります。この耐震補強及び改修工事の請負変更契約の締結についてであります。

周防大島町久賀の藤川建設株式会社と、請負契約を締結している本工事につきまして、雨水排水設備工事等の追加のため原契約を増額し、工事請負変更契約を締結するため、議会の御議決を

お願いするものであります。

この際、行政報告を申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。

昨年12月11日の全員協議会で御説明をさせていただきましたが、今年度、国民健康保険特別会計は医療費の増加等によりまして多額の財源不足が見込まれ、今回上程をいたしております補正予算案で、一般会計からの任意の繰入金として、当初予算計上の6,000万円に加えまして、さらに9,082万円を追加計上しております。新年度平成23年度当初予算案も多額の財源不足が見込まれまして、一般療養給付費が必要な額まで計上することができておりません。

被保険者数は減少しており、保険税総額も減少しておりますが、医療費総額は増加している状況でありまして、今後の会計運営を考えますと、保険税率の改正はやむを得ないものと考えております。

次に、昨年12月議会の定例会で御説明をいたしましたが、国民健康保険税の課税方式の変更についてであります。資産割のある4方式から資産割のない3方式に変更するという案につきまして、その検討結果について昨年の12月に御報告をさせていただきました。

国保税の税率改定並びに課税方式の変更を同一年度において同時に実施した場合、所得が一定程度あり、かつ資産を保有していない世帯を中心として、著しく税負担が重くなるということが判明したところでございまして、これの対応策として、平成23年度におきましては、課税方式は22年度と同様の4方式を適用した上で税率改定だけを行い、さらに翌年度の平成24年度において、平成23年度の国保税賦課総額を維持しつつ、課税方式を資産割のない3方式に変更する方式を、2段階の改正ということになります。このような方式を現在検討しております。

先ほども御説明いたしましたが、本年5月中旬以降、平成23年度の住民税額が確定した段階で、新しい税率案によりまして国保税の仮算定を行いまして、各所得階層における税額等のもとより、特に低所得者層に対する影響を中心として検証を行い、国保運営協議会の諮問・答申を経まして、来る6月定例会におきまして御報告し、そしてこの税率改正についても御提案をさせていただきたいと考えております。

次に、日良居保育所への指定管理者制度導入についてであります。

日良居保育所への指定管理者制度導入につきましては、これまでの経緯と今後の計画を御報告し、議員の皆様の御理解、御協力をいただきたいと思います。

御案内のとおり指定管理制度は、公の施設の管理につきまして、平成15年の地方自治法改正により、町から指定を受けた民間の「指定管理者」が管理を代行する制度として制定されております。

本町では平成18年度から、「民間にできるものは民間に委ねる」を基本に、指定管理者制度を導入し、現在、34の施設における運営が行われており、公の施設におけるサービスの向上と運営、コストの削減に成果を上げているところであります。

公の施設であります日良居保育所の運営につきましても、本町の厳しい財政状況のもと、多様な保育ニーズに柔軟にこたえるため、また、指定管理者制度導入により生み出される財源を生かし、子育てサービスの拡充を図るため、指定管理者制度導入について、平成18年、議会の全員協議会におきまして御報告をさせていただきました。

その後、候補者につきまして、保育所施設用地が白鳥八幡宮様の境内をお借りしていることから、土地所有者の意向も考慮し、公募によらず選定することとして検討してまいりましたが、いずれも適任者として選定するまでには至らず苦慮していたところ、平成20年11月、土地所有者の方みずから、指定管理者の選任要望書が提出されました。

町といたしましては、指定管理者選定候補者としての資格の有無につきまして検討を行うとともに、御本人とも協議を重ね、児童を取り巻く状況、保育所運営の仕組み、そして指定管理者制度について十分御理解をいただいたところだと思っております。

こうした経緯の末、非公募による選定候補者として、日良居保育所の設置目的を効果的に達成でき得るものと判断し、平成24年4月の導入をめどに、現在、指定管理者の候補者として選定するための指定申請手続の検討を進めているところであります。

次に、福祉事務所設置に関する経過についてであります。

平成16年に4町が合併し、周防大島町が誕生して以来、県から町への事務の権限委譲が推進されております。社会福祉法に基づく、福祉に関する事務所、いわゆる福祉事務所においても例外ではなく、平成18年11月、本町に福祉事務所を設置することの是非を調査検討するため、本町と山口県厚政課と、山口県市町課等を構成メンバーとして「福祉事務所調査検討会議」を発足し、4回の会議を重ねてまいりました。

また、平成19年3月には、合併と同時に福祉事務所設置に至った広島県江田島市へ研修視察を行いました。このように、福祉事務所設置に向けての調査検討を進めてきたところであります。

以上のことは、平成19年6月定例会におきまして行政報告させていただき、福祉事務所設置及び事務移管の時期については、「早くても平成21年度くらいになる」との見解をお示しいたしました。しかしその後、さらなる詳細かつ慎重な検討を行ってきた結果、時期延期を余儀なくされてまいりました。

またその間、平成19年度からは毎年、社会福祉主事、いわゆる生活保護ケースワーカーの育成のため、山口県東部社会福祉事務所へ本町職員を実務研修として毎年1年間、中には2年の者もおりましたが、本町職員を実務研修生として派遣し、福祉事務所設置に向けて職員の体制を整



えてまいりました。

たび重なる県との協議、庁内福祉事務所調査検討委員会における総務部、健康福祉部合同協議等を経て、平成22年2月、行政改革推進本部にて、平成24年4月1日を目標として、福祉事務所を設置し、事務を移管するための準備を進めることといたしました。

平成22年5月、副町長を会長として、総務部と健康福祉部の部課長らからなる周防大島町社会福祉事務所設置検討会を設置し、福祉事務所の設置場所、機構、設置に向けての財政支援、県からの事務引き継ぎなど、時には県の市町課及び厚政課職員を交えながら、慎重に協議を重ねてまいりました。

また、昨年10月には、平成21年4月に町でありながら福祉事務所を設置した岡山県美咲町への研修視察も行いました。

その結果、平成24年4月1日に周防大島町福祉事務所を設置するための、具体的な準備スケジュールや方針等をお示しできるようになりました。

これに伴い、今回本議会定例会におきまして、平成23年度当初予算に、福祉事務所開設準備予算として、新たに福祉事務所設置事業費を上程させていただいた次第であります。

次に、平成23年度に向けての町の組織機構の改革についてであります。

まず、商工観光課についてであります。現在体験修学旅行の受け入れを推進しておりますが、平成23年度は多くの学校の受け入れを予定しております。このため新たに体験交流推進班を設置し、その体制強化を図ってまいります。

次に、水産課であります。水産振興とハード整備を一体的に行うため、水産振興班と漁港班を統合し、水産班といたします。

次に、教育委員会総務課、学校統合推進班を廃止し、学校統合用務を総務班に引き継ぎます。中学校の統合も一段落し、また昨年4月には屋代小学校を、本年4月には椋野小学校を統合いたします。小学校については、このように小規模校から順次統合を検討してまいりたいと思っております。

また、教育支所を廃止し、公民館体制といたします。公民館長は現在の生涯学習班長が兼務をいたします。

次に、学校給食センターの調理業務等民間委託業者の選考結果について御報告をいたします。

平成23年度から大島学校給食センター、東和学校給食センター、橘学校給食センターの町内3カ所の給食センター調理業務等委託に係る民間業者の募集を、昨年11月に町広報やホームページで行いましたところ、町内外からそれぞれのセンターに申し込みがありました。大島学校給食センターの業務委託につきましては、新年度より新たに開始するものであります。

委託業者を厳正かつ公平に選考するため、地区在住の教育委員を選考委員長とし、関係学校長、

各給食センター栄養士等の構成による学校給食調理業務等民間委託業者選考委員会を設置し、同委員会において、事業計画書の検討及び業者ヒヤリングを行っていただきました。

それぞれの選考委員会から慎重に協議・審査した結果、大島学校給食センターは、大阪市北区の株式会社日米クック、東和学校給食センターは、大字西方の有限会社瀬戸内荘やまもと、橘学校給食センターは、大字西安下庄の有限会社むら喜に、調理業務等を委託することを推薦するという報告を受け、平成23年度から向こう3年間の業務委託を契約締結いたしましたので御報告をいたします。

参考までに、3年間の調理業務委託契約金額は、消費税を加えた金額として、大島学校給食センターは3,118万5,000円、東和学校給食センターは3,122万3,514円、橘学校給食センターは2,759万325円であります。

次に、CATV事業の進捗状況についてであります。

昨年9月の定例会で御議決をいただきました地域情報通信基盤整備推進事業、いわゆるケーブルテレビ網整備事業の進捗状況について、御報告をいたします。

まず線路の整備状況についてですが、電柱所有者の不承諾によりやむを得ず生じたルート再構築が9割方完了し、この未確定を除く残りのルートにおいては、中電やNTTの電柱への共架準備や自前の電柱設置は、ほぼ終了しております。光ケーブルの敷設率は約40%程度となっており、ほぼ計画どおりに進捗をいたしております。

伝送機器類の整備状況については、久賀、東和、橘の各サテライトセンターの局舎設備、電源装置、ヘッドエンド設備等は既に完了しております。

また、大島庁舎前に建設されましたアイキャン周防大島支所は、鉄骨平屋建て177.5平方メートルで、岩国本社とは山口スーパーネットワークで接続されており、アイキャンセンターからの信号を受け、町内へ映像を送出する拠点となるとともに、スタジオを備えた営業所を兼ねております。職員数は営業4名、技術2名を予定しております。

一方、加入契約状況は、新たな難視エリアとして認定されているエリアを対象に、2月23日現在で334世帯となっており、今後引き込み工事を行い、3月下旬ごろから順次放送開始の見込みとなっております。一般加入の受け付けは4月からを予定いたしております。

次に、電源立地地域対策交付金についてであります。

既に新聞報道等で御承知のことと存じますが、中国電力の上関原子力発電所建設計画に関する電源立地地域対策交付金について、御報告をいたします。

この交付金は、電源施設が建設される上関町と、近隣の柳井市など2市3町に交付されるもので、予定地からの距離や交流人口、財政力などをもとに県が算出した本町への配分額は、2市3町への配分の総額86億4,990万円のうち、11億7,966万円となっております。

交付期間は平成24年度から11年間で、今後のスケジュールとしては、夏ごろまでにこの交付金を活用する事業計画をまとめ、県を通じて国に提出することとなっております。

道路、漁港整備などハード事業と、地域活性化や福祉などのソフト事業に幅広く使えるための交付金を有効に活用して、にぎわいの町づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

次に、周防大島町教育振興基本計画の策定についてであります。

平成18年12月に新しい教育基本法が成立し、公布・施行されました。昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じてきているところであります。

このような状況にかんがみ、新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定がなされたところであります。

これを受けまして、本町教育委員会では約半年間にわたり基本計画策定のための内容を検討しており、このほど教育委員会協議会にお示しをして承認を受けたとの報告を受けましたので、お手元にその写しをお届けいたしております。

この計画は、町全般にわたる教育政策の基本計画で「後期周防大島町総合計画」と連動させて作成がなされており、来年度から年次ごとの実施計画に反映させるとともに、地方教育行政法改正により、公表されることが義務づけられた教育委員会の事務の点検及び評価報告書において逐次報告させていただくとのことでもあります。

次に、星野哲郎先生お別れ会についてであります。

昨年11月15日に御逝去された、名誉町民であります星野哲郎先生のお人柄と御功績をしのぶ「お別れ会」を2月13日、東和総合センターにおいて開催をいたしました。

お別れ会には、東京より御親族や星野先生関係者、二井山口県知事、柳居県議会副議長さん、また町議会より議長、副議長さんを初め、議員各位の御参列をいただくなど、約600名の方々にお集まりをいただき、おかげさまで盛会裏に終了することができました。

私は、このお別れ会を、先生の御功績を顕彰し、永久にたたえるスタートとして、皆様とともに心にとどめてまいりたいと思っております。御参列いただきました多くの皆様方に、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

次に、第27回サザン・セト大島ロードレースについてであります。

去る2月6日、過去最高の3,492名の申し込みがありました第27回サザン・セト大島

ロードレース大会が開催されました。

当日は大変な好天に恵まれ、選手の皆さんは、陸上競技場を発着点に大島の自然を満喫しながら、早春の大島ロードを走りさわやかな汗を流しておられました。

四半世紀を超えることとなったこの大会も、年々参加者がふえる傾向にありまして、当日朝の開会式に集まる島外からの参加車両で国道437号線沿いの各地区において渋滞が発生したとの報告を受けておりますが、観光交流人口の増大に寄与しているとともに、この大会が町内外から好評を得ている、本町最大のイベントであるというあかしでありますので、御理解を賜りたいと存じております。

最後に、棕野小学校閉校式についてであります。

今から138年前の明治6年に開設された大島第二小学区第二小学校が前身とされておる棕野小学校が、今年度末をもって閉校し、久賀小学校に統合されますが、来る3月19日午後2時から閉校式を行います。

児童、保護者、地域の皆さんには、一世紀以上の長きにわたり輝かしい歴史を重ねてきた棕野地区の小学校を閉じるということに対しまして御理解を賜ったところでありますが、言葉には言いあらわせない、万感胸に迫るものがあることだと思っております。

地域の過疎化、少子化の影響で今年度は全校児童が6名という厳しい現実と直面し、閉校することについては関係各位の検討協議の結果であります。子供たちには、久賀小学校に統合された後においても、多くの友達との出会いやさらなる飛躍と教育の充実につながることを期待しているところであります。

先般、総務文教常任委員会委員、地元関係議員各位には、閉校式の御案内をお届けいたしているところであります。御多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上、御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明を終わります。

暫時休憩します。11時まで休憩します。

午前10時47分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第5．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして補足説明を申し上げます。

平成23年6月30日をもちまして任期満了となります現委員の古田紹雄氏は、人格、識見ともに高く、地域社会の実情に通じ、人権擁護についても深く理解され、広く地域において活躍をされておられます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料にお示してあるとおりであります。私といたしましては、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じておりますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、古田紹雄氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、古田紹雄氏を適任とすることと決定をいたしました。

## 日程第6．議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第11号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第11号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から1億5,482万円を減額し、予算の総額を152億6,325万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正につきましては、各事業の精算見込みによる補正、1月臨時会において御議決いただきました国の補正による「住民生活に光をそそぐ交付金」の追加交付に伴う対応及び財源調整が主なものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

1 1 ページをお開き願います。

歳入につきまして、1 1 款分担金及び負担金 1 項負担金は、所得及び利用者の減等の影響による老人保護措置費負担金、保育所利用負担金も減額補正であります。

1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料につきましては、精算見込みによる調整であります。大島斎場使用料が利用者増に伴い、増額補正となっております。

1 2 ページの 2 項手数料につきましては、精算見込みによる調整で、2 1 万 3, 0 0 0 円の減額補正となっております。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、各事業の確定、もしくは精算見込みにより 4, 4 5 5 万 2, 0 0 0 円の減額補正であります。子ども手当につきましては、区分の変更による調整を、歳出とともに行っております。

1 3 ページ、2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金は、難視対策が共聴アンテナから C A T V 事業に移行したため、電波遮へい対策事業廃止による補助金の減額補正、また国の補正による「住民生活に光をそそぐ交付金」の追加交付による増額補正であります。

2 目民生費国庫補助金から 6 目教育費国庫補助金まで、また 1 4 ページの 3 項国庫委託金は精算見込みの調整であります。

1 4 款県支出金 1 項県負担金も同様に精算見込みによる調整であり、国庫負担金同様に、子ども手当の区分の変更を行っております。

1 5 ページの 2 項県補助金につきましても、いずれも精算見込みによる調整であり、1, 6 7 2 万 6, 0 0 0 円の減額補正となっております。

1 6 ページの 3 項県委託金は、委託金の確定による増額補正となっております。

1 7 ページの 1 5 款財産収入 1 項財産運用収入では、各基金の利子の調整により 1 2 5 万 3, 0 0 0 円の増額補正を、2 項財産売払収入では、町内 4 中学校に整備いたしました太陽光発電設備の余剰電力売払収入 5 0 万円を新たに計上しております。

1 8 ページの 1 6 款寄附金は、ふるさと寄附金の増額補正に加えて、本町の出捐団体であります山口県ニューメディア推進財団の基金一部処分に伴う県及び市町への支払金を寄附金として受けるもので、新規に計上しております。

1 7 款繰入金 1 項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを 4 6 1 万 6, 0 0 0 円増額し、財源調整を行うとともに、見込みにより C A T V 加入促進事業基金の取り崩しを 2 9 0 万円減額しております。また、2 項他会計繰入金では、老人保健事業特別会計の精算に伴う繰入金を計上しております。

1 9 ページ、1 9 款諸収入 3 項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金の実

績、共聴アンテナの整備事業廃止に伴う貸付金の減額補正を行っております。

また、4項雑入は、学校給食収入等、精算見込みによる減額及び建設残土処理場使用料、片添ヶ浜施設使用料等の実績に伴う増額調整が主なものであります。

20ページの20款町債につきましても各事業の確定、または精算見込みにより、6,970万円を減額するものでありますが、合併特例債につきましては、大島病院分が5,030万円の減額となっております。

続いて、21ページからの歳出について、主なものを御説明いたします。

21ページの1款議会費は、職員人件費の調整と運営経費の実績見込みによる減額補正です。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、早期退職者分の退職手当組合特別負担金を2,778万1,000円を追加計上しております。

22ページの行政一般経費は、精算見込みによる減額補正であります。

2目文書広報費も精算見込みによる調整であります。難視対策の共聴アンテナ整備に係る補助金、CATV加入促進事業補助金の減額が大きなものとなっております。CATV加入促進事業補助金は、平成22年度の難視地域への国の補助金が1月に打ち切れ、23年度の申請になることから、本町も同様に翌年度に振りかえるための減額を行うものであります。

24ページ、5目財産管理費は、各基金の利子の積み立ての調整であります。

6目企画費につきましては、事業完了による不用額の減額と、ふるさと寄附金の増額見込みによる積立金の増額補正です。

25ページの7目支所及び出張所費8目電子計算費9目地域振興費についても、それぞれ不用額の減額補正となっております。

26ページ、2項徴税費は、職員人件費の調整と、賦課徴収一般経費では、固定資産標準地鑑定委託料の入札減による1,071万9,000円の減額補正を行っています。

27ページ、3項戸籍住民基本台帳費も、精算見込みによる減額調整であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、各負担金補助金の額の確定による調整と、福祉センターの運営費の一部を児童館運営費に振りかえるための減額補正を行っております。

28ページ、2目障害福祉費は、訪問入浴サービスを初めとする各種サービス及び給付等の実績見込みによる補正であります。なお、障害者自立支援給付費事業につきましては、特に事業運営安定化給付費が215万9,000円の増額となったことから、189万8,000円の増額補正となっております。

30ページの3目老人福祉費につきましては、敬老会事業の確定、介護予防・地域支え合い事業及び県後期高齢者医療広域連合事業の実績見込みによる減額補正が主なものであります。

3 1 ページ、5 目介護保険対策費は、歳入の補正に伴う財源振りかえとなっております。

3 2 ページの2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費では、実績による児童クラブ事業委託金の減額と、先ほど申しあげました福祉センター運営費から、児童館運営経費への予算振りかえに伴う調整を行っております。

2 目児童措置費は、児童手当及び子ども手当の確定による減額補正と、子ども手当については、区分の変更に伴う調整も行っております。

3 目保育所費は、蒲野、久美、日良居保育所の精算見込み、また、3 4 ページの4 目保育所運営費についても、実績見込みによる延長保育促進事業補助金の減額補正となっております。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費及び3 5 ページ、2 目予防費は、職員人件費の調整及び精算見込みによる減額補正であります。

3 目環境衛生総務費については、環境衛生総務一般経費、合併浄化槽設置事業において実績見込みによる調整を、簡易水道対策事業においては、広域水道企業団の繰上償還に伴う影響分等の増額を計上しております。

3 6 ページ、4 目火葬場費では、大島斎場の利用者増に伴う需用費等の増額補正と、大島火葬場解体工事費等の入札減による減額の補正を行っております。

2 項清掃費におきましては、職員人件費の調整と、じん芥処理やし尿処理に要する経費や、施設の管理運営に要する経費の実績見込みによる減額補正が主なものであります。

4 0 ページをお願いします。5 款農林水産業費 1 項農業費では、主に職員人件費の調整と各事業の確定等による調整ですが、そのうち3 目農業振興費では、需要に応える園芸産地構造改革対策事業補助金の事業量減少による4 8 0 万円の減額、また、集落協定数の減少に伴う中山間地域等直接支払交付金の6 6 1 万1, 0 0 0 円の減額が大きなものとなっております。

5 目農地費は、主に県営事業の確定による負担金の調整であり、また、4 2 ページの7 目農村環境改善センター費は、財源の調整であります。

4 3 ページの2 項林業費は、除伐実施面積の減少に伴い、流域公益保全林整備事業の委託金を減額するものです。

3 項水産業費 1 目水産業総務費は、職員人件費の調整、2 目水産業振興費は、事業の前倒し実施に伴う負担金の増額、4 4 ページの3 目漁港管理費は、再編交付金で実施した三蒲地区陸閘整備測量設計事業の入札減による減額調整、4 目海岸保全は、実績見込みに伴う事業費の調整を、それぞれ補正計上しております。

6 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費は、職員人件費の調整、緊急雇用対策に係る賃金及び委託料の減額であります。

4 5 ページの2 目商工振興事業費は、中小企業勤労者小口資金貸付金の確定による減額、防長



交通に対する生活交通路線維持負担金の確定による減額、ウィンドパーク及びながうらスポーツ滞在型施設の管理運営経費の事業費の調整をしております。

46ページの3目観光費、観光一般経費は、再編交付金により実施した観光案内表示板の入札減による減額調整を、公園等管理経費は、事業の確定見込みによる調整と、瀬戸公園駐車場公衆トイレの改修についての詳細な設計による工事費の追加調整を、やしろ郷ふれあいの里事業では、不用額の減額をそれぞれ補正計上しております。

47ページの7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、職員人件費と各種負担金の調整、原石山管理事業において、残土処理場整備のための工事請負費を減額するものであります。

48ページの2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、財源の調整であります。

2目道路新設改良費は、事業費確定により工事請負費及び県事業負担金を、それぞれ減額するものであります。

3項河川費2目河川建設費においても、河川整備事業の事業費の調整と、県事業負担金において事業費確定による減額の補正を行っております。

49ページの4項港湾費、50ページの5項都市計画費につきましても、県事業負担金の確定に伴う調整であります。

6項住宅費は、職員人件費の調整、公営住宅の修繕費の増額及び入札減による工事請負費の減額補正を計上しております。

51ページの8款消防費2目非常備消防費は、事業完了による減額補正を、4目災害対策費についても、備蓄備品等の入札減や耐震診断及び木造住宅耐震改修補助の事業量の減による減額補正を行っております。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、人件費の調整と、52ページの教育総務経費において、利子及び寄附金による奨学資金貸付基金積立金の増額、教員住宅管理経費において修繕費の追加を、小学校統合経費では、棕野小学校の閉校記念誌印刷の入札減による減額を計上しております。

2項小学校費1目学校管理費のうち、小学校管理事務局経費は、各小学校施設の営繕修理に要する費用を210万円追加し、油田小学校屋内運動場耐震補強実施設計の精算による不用額の減額を行っております。

53ページ、スクールバス管理運営経費は、入札減による減額補正であります。

2目教育振興費は、再編交付金により小学校に整備したパソコン機器の入札減による減額と、実績見込みによる就学援助費の減額を計上しております。

3項中学校費1目学校管理費は、中学校施設の営繕修繕のための修繕費の追加と、実績見込みによる補助金や使用料及び借上料の減額を行っております。

5 4 ページの 2 目教育振興費においても、実績見込みにより県体等派遣補助金、就学援助費が減額となっております。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費は、職員人件費の調整と、派遣社会教育主事負担金の確定による計上を行っております。

5 5 ページ、2 目公民館費は、職員人件費の調整と、久賀及び棕野公民館運営経費の不用額の減額による補正であります。

3 目図書館費は、国の補正事業「住民生活に光をそそぐ交付金」の追加交付を活用し、「知の拠点整備」として、町内 4 図書館それぞれに紙芝居を購入整備するため、2 0 0 万円の計上をしております。

5 目社会教育施設費は、文化センター及び東和総合センターの施設の修繕に要する経費を追加補正いたしました。

5 6 ページの 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費は、職員人件費の調整であります。

2 目体育施設管理費の海洋センター管理運営経費は、不用額の減額、総合体育館管理運営経費は、施設の修繕に要する経費を追加計上いたしました。

3 目学校給食費は、大島地区学校給食センターの温水ボイラー修繕費の追加と、それぞれの給食センター、給食調理場の実績見込みによる予算調整であります。

5 7 ページ、1 1 款公債費は財源の振りかえによるものです。

1 2 款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で 5, 5 3 0 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。これは主に給付費の増加に伴う国民健康保険事業特別会計への任意繰出の増額によるものです。

以上が、平成 2 2 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）についての概要であります。

なお、さきの 1 月臨時議会において御議決いただきました国の補正予算関連事業は、現在担当課において鋭意取り組んでおりますが、多くの事業は、平成 2 3 年度に繰り越して実施をすることとなりますのでその調整を行い、議会最終日に繰越明許費の補正予算を提出させていただきたいと考えております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） まず、1 点目は児童手当、子ども手当の関係であります。基本的には、子ども手当については、いわゆる新たな事業ということで開始しました。それで、実際的に部長の補足説明によると区分の変更ということでありました。それで、担当課のほうでそれぞれ人数等当然わかる範囲じゃないかというふうに思われますが、当初、当然過大に見積もったと

いう要件もわかるわけなんです、実際的にそれぞれ非被用者含めて、それぞれ何人で当初対応しようとしたのかという点の報告を求めたいというふうに思います。

それともう一点が、ケーブルテレビに移行するために共聴アンテナ、いわゆる地域で組合をつくって、それで実際的には対応しておった部分、この補正の時点で一体何組合できたのかという点であります。それと、それぞれの組合のほうの加入世帯等は実際的に何世帯というふうに把握しとるのか聞いておきたいというふうに思います。

それとあと大きいのが、児童クラブ事業の減額であります。これ実績に伴うかどうかは別にして、最終補正ですから当然何園、これで大体当初予算で見込んだ、いわゆるクラブ数ですね、それとあわせて実態報告を求めたいというふうに思います。

それと、久美保育所、当初予算議論するときに賃金で組んでおったわけです。それで、今回大幅な減額ということではありますが、対応等についてはどのようにされたのかという点があります。これが久美保育園です。

それと、延長保育も実際的には取り組まれたと思います。それで、既に補正時点でそれぞれ実績が出ておると思うんで、あわせて報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） まず、1点目の子ども手当の関係なんです、これ、子ども手当のほうは10カ月分、それから児童手当のほうで2カ月分、あわせて12カ月分を22年度予算の当初予算で組んでおったわけですが、子ども手当のほうの10カ月分につきましては、これ対象がどれくらいいるかっていうのが実際きちんと把握ができませんので、最初は住民基本台帳から年齢制限だけで人数を拾いまして、総人数で1万6,120人、これで当初予算を組みました。で、実際の支払いになりますと、今度共済年金とか公務員関係の子供さんを持っておられる方は対象外になりますので、この分が減額になります。それから、異動等で転出された方につきましても減額になりまして、実績では1万1,477人分を延べで払っております。そういうことで差額分4,643人分の延べ人数につきまして減額が5,996万9,000円というふうに減額を上げております。だから、組みかえだけではなしに、実際に予算額も減額になっております。

それから、次の児童クラブにつきましては、当初予算を組むときに基準額ですべて組んでおります。それから、今度実施計画を出していただきまして、昨年4月に実施計画を出した段階で実際の委託契約をしております。それで、基準額より減額の実施計画を出してきたクラブにつきましては、油田、浄念寺、それから、明新。それから、三蒲児童クラブにつきまして、安心子ども基金で対応ということになりましたので、これも全額減額になっております。4クラブにつきまして減額、それから、明新の、これは障害児の入所というのが、これがないので、これ

が92万1,000円ほど減額になっております。

以上でございます。

それから、久美保育所の運営費で賃金が120万円ばかり減額になっておりますけど、これは当初予算案をつくる時に、障害児が1名入所予定というのを聞いておりましたので、こちらもその対応として臨時の保育師を1名分加配予定で組んでおりました。実際に入所の段階になって、入所ということがございませんでしたので、今年度末で減額ということにしております。

それから、延長保育につきましては、これは、実績に基づいて、源空寺、それから、油宇、安下庄保育園を減額しております。

これは、加配の保育師で児童福祉法に定めます最低基準のほうに計上していたため、それを減額にしたものです。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） C A T Vでございますが、平成22年度当初予算につきましては、横見地区1地区約70世帯を対象に共聴組合ということで当初予算計上しておりましたが、このたびのC A T V導入によりまして、すべてそちらのほうに移行するというようになって減額ということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に予算を組む段階で、まず子ども手当ですが、区分の変更等難しい部分があるかもわかりませんが、実際的には子ども手当については、1万6,000人余りで12分の10という考え方ということですね。それを計算した額が実際的には実質子ども手当の数ということになりますか。それで基本的考え方によろしいかどうか確認しておきたいというふうに思います。

予算を組む段階での基本的考え方、それと、実際的に金額掛ける12分の10です。それが実人数と。それで、逆に児童手当のほうは、12分の2掛ける出た数字が児童手当の関係ということで受け取ってよろしいのかどうなのかちょっと聞いておきたいというふうに思います。

それと、次に、県に対する負担金等についてであります。これは、建設課の所管だというふうに思いますが、実際的に国と県において直轄分については、事務費分は国が持つべきだということで府や県は要求してきました。それで、実際的に、県と町の段階ではどういう状況なのか。そしてまた、実際的な各負担比率であります。今回補正の段階でかなり組まれておりますので、それぞれ答弁をいただければというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 児童手当につきましても、それから、子ども手当につきましても

も、当初の時点ではどうしてもアバウトになるんですが、児童手当のほうにつきましては、今までの実績がありますから、この2カ月分については割と近い数字で多めにというふうな予算組みができるんですが、子ども手当につきましては、全然見込みが立ちませんので、まず住基で年齢で大きくひらって、それに議員さんがおっしゃるように、金額を掛けてそれで予算額を出したものです。だから、先ほど申しました1万6,120人延べで、これは住民基本台帳の対象年齢の子ども全員ということになります。月でいきますと、10カ月ですから1,612人、その10カ月分で1万3,000円で計上したということです。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それではお答えいたします。県と町の関係の事務費につきましては、負担金には入っておりませんので。

それでは、負担金の割合についての御報告をいたします。

単独の道路改良事業の主要県道の橘東和線というのがあります。これは、負担率は5%となっております。そして、単独道路改良の合併支援分大島環状線につきましては、これも5%となっております。それと、単独の都市公園につきましては、片添ですが10%となっております。そして、急傾斜事業で東安下庄の砂畑地区というのが5%、そして、日前が10%となっております。

自然災害防止の急傾斜事業ですが、負担率は20%となっております。3地区あります。単独海岸自然災害防止事業、これは30%となっております。そして、津波高潮対策ですが、海岸事業です。8%となっております。それと、海岸高潮事業の沖浦港、沖浦西港ですが、これも8%となっております。そして、久賀港の海岸侵食事業が8%、そして、単独港湾の改修事業、これ笠佐島ですが、負担金が40%となっております。そして、単独の運輸省の海岸の負担金ですが、伊保田港で、これは負担率が50%となっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 就学援助にかかわる分で、基本的には170万円余りの減額ということではありますが、実人数等を把握しておりますか、報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 実績による減額でございますが、人数等については資料を今持ち合わせておりません。後ほど御報告いたします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の次の本会議といたします。

日程第 7 . 議案第 1 2 号

日程第 8 . 議案第 1 3 号

日程第 9 . 議案第 1 4 号

日程第 1 0 . 議案第 1 5 号

日程第 1 1 . 議案第 1 6 号

日程第 1 2 . 議案第 1 7 号

日程第 1 3 . 議案第 1 8 号

日程第 1 4 . 議案第 1 9 号

日程第 1 5 . 議案第 2 0 号

議長（荒川 政義君） 日程第 7、議案第 1 2 号平成 2 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）から、日程第 1 5、議案第 2 0 号平成 2 2 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） それでは、私のほうからは、議案第 1 2 号から議案第 1 5 号までの補足説明をさせていただきます。

別冊の特別会計予算書のまず 1 ページをお願いいたします。

それでは、議案第 1 2 号平成 2 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入では、国庫県支出金の申請額確定等による調整及び一般会計繰入金の追加、歳出では、医療費等の増加に伴う保険給付費の増額、前年度精算による国庫補助金の返還、公営企業局への繰出金の増額などが主なものでございます。

それでは、補正予算書 1 ページ、本文で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,019 万 9,000 円を追加し、総額を 35 億 2,367 万 5,000 円とするものです。

事項別明細書で御説明をいたします。9 ページをお願いいたします。歳入から御説明をいたします。3 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、申請額の確定等により 449 万 3,000 円を増額、2 項 1 目財政調整交付金の普通調整交付金は、仮算定数値による決算見込みにより 742 万 4,000 円の増額、特別調整交付金は国保連合会の電算システム改修負担金、公営企業局の大島病院建設整備等より 6,602 万 2,000 円を増額、2 目出産育児一時金は、申請額確定により 16 万円を減額いたしております。

10ページをお願いします。4款療養給付費交付金は、決算見込みにより626万2,000円の増額、6款県支出金1項県負担金は、申請額確定により125万1,000円の減額、2項1目財政調整交付金は、決算見込みにより478万4,000円の減額であります。

7款共同事業交付金は、確定により262万8,000円を減額いたします。

9款の繰入金では、8,426万8,000円を増額いたしております。繰り入れの基準に伴うものは655万2,000円減額になりますが、医療費の増加に伴い基金もほとんど取り崩している状況から、緊急的に任意の繰入金を9,082万円追加計上し、収支を保っております。

次に、歳出を御説明いたします。13ページ、1款総務費1項1目の一般管理費は、人件費の減額と平成23年度も70歳から74歳の医療費自己負担分が1割負担に凍結される予定であり、このための電算システムの改修及び国保連合会の電算システムが改修され、これに接続するための本町の電算システムの改修費として委託料に248万9,000円を追加計上しております。

2目連合会負担金は、国保連合会の電算システム改修費、この費用の負担金として149万4,000円を追加いたします。

2款保険給付費1項の療養諸費は、医療費の増加により4,050万円を追加いたします。2項高額療養費は2,229万円を追加、4項1目出産育児一時金は、当初30人分を計上しておりましたが、見込みにより22人を見込みまして、347万2,000円を減額いたしております。5項1目葬祭費は、60人分の計上に5人分25万円を追加いたしております。

16ページをお願いします。3款、5款、6款につきましては、財源調整でございます。

7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金は、拠出額の確定により310万6,000円を減額、3目保険財政共同安定化事業拠出金は、これも拠出額確定により463万4,000円の追加計上であります。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、健診受診者見込み減のため176万7,000円を減額しております。

18ページをお願いします。10款1目の償還金は、21年度分療養給付費及び特定健康診査等の精算により818万7,000円を追加しております。

11款繰出金は、特別調整交付金により、大島病院建設及び医療器械の整備等の増額分として8,439万9,000円を追加しております。

12款の予備費につきましては、医療費の増加が流動的なため500万円を増額しております。

以上で平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第13号平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、補足説明を行います。

今回は、歳入においては、保険料及び一般会計からの繰入金の減額、歳出は、職員人件費及び

後期高齢者医療広域連合納付金の減額を行うものです。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ603万4,000円を減額し、総額を4億2,341万3,000円とするものです。

事項別明細書25ページをお願いいたします。歳入から御説明をいたします。1款の後期高齢者医療保険料では、基準総所得金額の変動及び普通徴収からの変更等により、1目特別徴収保険料は1,216万6,000円の増額、2目普通徴収保険料は、1,485万5,000円の減額、合計で268万9,000円の減額となっております。

3款繰入金1項1目事務費繰入金は、本年度大きな改正がなかったため、郵送料等の減により、167万4,000円を減額いたしております。2目保険基盤安定繰入金は、確定により167万1,000円を減額いたします。

次に、歳出でございます。26ページお願いします。まず、1款の総務費は、大きい改正がなかったため郵送料等を減額いたしまして、93万円の減。それから、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、連合の事務費等負担金74万4,000円を減額、保険基盤安定負担金167万1,000円を減額、後期高齢者医療保険料の268万9,000円を減額いたしまして、合計で510万4,000円を減額いたしております。

以上で平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業補正予算（第2号）の補足説明を終わります。

次に、議案第14号周防大島町老人保健事業特別会計の補正予算について補足説明を行います。

今回の補正は、今年度で老人保健事業特別会計を廃止いたしますので、これに伴い決算の歳入歳出の差し引き額をゼロにいたす必要があるため、黒字分を一般会計に繰り入れ、ゼロとするものでございます。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万5,000円を追加いたしまして、総額を718万円とするものでございます。

33ページをお願いします。歳入では、4款1項1目の一般会計繰入金に9万5,000円を計上し、予算額の調整を行っております。

次に、34ページをお願いいたします。歳出で、2款3項1目の繰出金に、今度は一般会計に対し繰り出す額9万5,000円を計上いたしております。

以上で平成22年度周防大島町老人保健事業補正予算の補足説明を終わります。

次に、議案第15号平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正につきましては、平成22年3月から12月分までのサービス利用の実績から推計いたしました22年度の保険給付費の増額に伴う歳入歳出見込みの調整、これが主なものでござ



います。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,384万7,000円を追加いたしまして、総額を33億6,879万6,000円とするものでございます。

41ページをお願いいたします。歳入から御説明をいたします。まず、1款の保険料は、特別徴収保険料を398万4,000円増額、普通徴収保険料を384万7,000円減額いたしまして、合計で13万7,000円を増額いたします。

それから、3款国庫支出金1項1目の介護給付費負担金は、介護給付費の増額分として3,617万8,000円を追加いたします。2項1目の調整交付金は、確定により648万3,000円の増額、2目の地域支援事業交付金は実績見込みにより280万7,000円を減額いたします。

42ページお願いします。4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、介護給付費の増額分として6,696万8,000円を追加、2目地域支援事業交付金は、介護予防事業の実績見込みにより102万5,000円を減額いたします。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、介護給付費の増額分として3,637万1,000円を追加、2項1目の地域支援事業交付金では、地域支援事業の実績見込みにより140万4,000円を減額いたします。

7款繰入金1項1目の介護給付費繰入金は、介護給付費の増加により2,790万4,000円を増額、2目の地域支援事業繰入金は、実績見込みにより140万4,000円を減額、3目のその他一般会計繰入金は職員人件費等の減額により111万9,000円を減額いたしております。

44ページをお願いします。2項1目の介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の増額分として4,753万8,000円を追加いたします。

次に、歳出でございます。1款総務費1項の総務管理費は実績見込みにより53万円を減額いたします。

46ページをお願いします。2項1目の賦課徴収費は、保険料納付書、保険料平準化の通知等の実績により、郵送料を12万9,000円減額、3項1目の介護認定審査会費は、開催回数の減等により147万7,000円を減額いたします。

2款保険給付費1項のサービス諸費につきましては、介護給付費等の増額分として2億206万3,000円を追加いたします。

48ページをお願いします。2項1目の審査支払手数料は、これは、国保連合会での審査件数の増加分として24万5,000円を追加、3項の高額介護サービス等費につきましては、実績見込みにより647万3,000円を増額いたしております。4項高額医療合算介護サービス等

費につきましても、これは、387万9,000円を減額、5項の特定入居者介護サービス等費につきましては1,832万6,000円を追加いたします。

50ページをお願いいたします。4款地域支援事業1項1目の介護予防特定高齢者施策事業は、生活機能評価受診者の減により77万9,000円を減額、通所型介護予防事業は、参加者の減により307万2,000円を減額、2目の介護予防一般高齢者施策事業は、実績見込みにより41万円を減額、2項1目の包括的支援事業は、これも実績見込みにより10万円を減額しております。2目の任意事業につきましては、温水プール指導事業等の減により57万9,000円を減額いたしております。

52ページをお願いいたします。5款介護予防支援事業1項1目の介護予防支援事業につきましては、賃金の減額等実績見込みにより202万2,000円を減額いたします。

以上で平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明の途中でございますが、暫時休憩します。午後1時から再開をします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど答弁漏れがございましたので、村田教育次長より答弁をお願いします。

教育次長（村田 雅典君） 午前中、広田議員からの御質問に対しまして資料を持ち合わせておりませんでした。失礼いたしました。御質問の中学校の就学援助費170万円の減額についてであります。当初は、父子家庭を含んで60人を想定しておりました。それで、予算化をお願いしたところでございますが、昨年の4月の申請時に47人が申請をしております。その後、年度途中で6人が申請をしております、合計53人の申請ということになっておりますけれども、当初の60人分から差し引き7人分がこのたびの170万円の減額というわけではございませんので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） それでは、午前中に引き続き、特別会計の補正予算について補足説明させていただきます。

補正予算つづり53ページをお願いいたします。

まず、議案第16号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算より1,000円を減額し、予算の総額を9億9,939万3,000円とするものであります。

事項別明細書59ページをお願いいたします。歳入についてであります。2款使用料及び手数料1目給水使用料につきましては、現時点までの状況から819万円の増額計上でございます。

3款繰入金につきましては、819万1,000円の減額での財源調整でございます。

60ページ、歳出についてであります。1款簡易水道費1項事務費1目総務費は、職員人件費の調整によるものです。

次に、議案第17号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

補正予算書の61ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から4,391万2,000円を減額し、予算の総額を4億8,389万9,000円とするとともに、第2条において、地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の69ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款分担金及び負担金1目分担金は、全期前納者の増による302万8,000円の増額計上、2款使用料及び手数料1目公共下水道使用料につきましては、下水道接続者利用者の増によるものです。

3款国庫支出金は、東和片添処理区、安下庄処理区の22年度特定環境保全公共下水道事業の事業費確定による減額であります。

70ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金を304万7,000円減額し、財源調整を行ったところでございます。

6款町債につきましては、事業費確定に伴う調整であります。

71ページから歳出になりますが、1款公共下水費1項事務費につきましては、職員人件費の調整及び分担金の全期前納者がふえたことにより報奨金の追加でございます。2項事業費1目維持管理費につきましては、下水道処理施設の電気、水道料の減額、台帳作成業務、水質検査、汚水汚泥運搬処理費の委託料の精算見込みによる減額でございます。

71ページ下段から72ページの2目公共下水道事業費につきましては、1月議会において御議決いただいた東和片添地区の22年度補助事業費確定による減額及び安下庄地区公共下水道事業の所要額の調整精算によるものであります。

続きまして、議案第18号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

73ページになります。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から286万4,000円を減額し、予算の総額を2億9,873万7,000円とするものであります。

事項別明細書の79ページをお願いいたします。歳入からになります。1款分担金及び負担金1目農業集落排水事業費分担金につきましては、秋地区農業集落排水事業の供用開始時期が遅れたため、受益者分担金が減額となっております。

2款使用料及び手数料1項使用料につきましては、接続利用者増によるものです。

3款繰入金につきましては、318万6,000円の減額での財源調整でございます。

80ページをお願いいたします。歳出についてであります。1款農業集落排水費1項総務管理費については、職員人件費の調整及び全期前納報奨金の増額計上であります。2項事業費1目維持管理費につきましては、下水道台帳作成業務の精算、水質検査委託料精算見込みによる減額、また、負担金補助及び交付金では、水洗便所改造資金の利子補給金の減額、秋地区供用開始時期の遅れによる月割で計算した汚水処理負担金の精算による減額でございます。

続いて、議案第19号平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算つづりの81ページになります。今回の補正は1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から62万9,000円を減額し、予算の総額を3,408万1,000円とするものであります。

事項別明細書の87ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計からの繰入金を62万9,000円減額し、財源調整をいたしております。

88ページの歳出では、1款漁業集落排水費1目維持管理費において、バキューム車車検手数料の精算、水質検査委託料の精算見込み額で減額計上しております。

以上が議案第16号から議案第19号まで、環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要であります。何とぞ慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第20号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

特別会計補正予算書89ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から800万9,000円を減額し、予算の総額を7,143万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書95ページをお開き願います。

まず、歳入からであります。1款使用料及び手数料につきましては、実績見込みに応じまして、情島航路の使用料を38万9,000円、手数料7万円、前島航路の手数料7万2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

3款県支出金は、航路ごとに確定いたしました補助金を調整するもので71万5,000円の

増額補正となっております。

96ページの4款繰入金は、このたびの歳入歳出補正に応じて一般会計からの繰入金を883万8,000円減額するものであります。

6款諸収入は、廃止いたしました情島渡船の予備船「第7せと丸」、浮島航路の旧船「ひらい丸」の船舶保険解約に伴う返戻金の補正計上が主なものであります。

8款財産収入は、浮島航路の旧船「ひらい丸」の売却に伴う売り払い収入を計上しております。

次に、97ページ、歳出でございます。1款事業費1項事務費は、職員人件費の調整と確定により消費税が不要となりましたので、全額減額するものです。2項事業費1目前島航路運航費では、職員人件費の調整を、2目情島航路運航費では、経費の実績見込みによる減額を、3目浮島航路運航費では、職員人件費の調整と経費の実績見込みによる減額補正をそれぞれ計上しております。

なお、情島航路の廃船委託料131万1,000円、浮島航路の廃船委託料211万5,000円の減額は、旧船が売却処分できましたので、廃船処分が不要となったことによるものです。

以上が議案第20号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、先ほど町長のほうの行政報告でもありましたけど、実際的な国民健康保険を算定するための医療費の見方が非常に困難だという中で、実際的には、私は、年度当初の予算でも言いましたけど、任意の6,000万円の一般会計からの繰り入れ、しかし、1億3,000万円余りの基金の取り崩しで、実際的には国民健康保険税そのものがもたんのじゃないかと、会計そのものがもたんのじゃないかということを議論しました。

それで、今回、任意分、いわゆる法定分以外の繰入分として9,000万円余りということで、実際的には1億5,000万円余りの繰り入れということになるかと思えます。実態的にそのことによって、今年度値上げはしなくて済んだという状況が1つあります。それで、この額が実際的に、被保険者の世帯数、人数割に対してどのくらいの金額に当たるかという試算があれば報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時15分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東原健康増進課長。

健康増進課長（東原 平典君） 平成22年12月末現在の世帯数4,306世帯で割りますと3万5,025円となります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第13号平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これも毎回聞くわけなんです、補正時点での実際的な加入者の状況、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 東原健康増進課長。

健康増進課長（東原 平典君） 被保険者数ではなかなか調定額は出せませんので、件数で前回は御説明させていただきましたけども、件数でいきますと特別徴収のほうで3万74件、そして普通徴収保険料のほうで5,559件、12月末現在の被保険者数としましては5,859人です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第15号平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の補正は、いわゆる利用料等の増額による部分ということで、実際的には保険給付費が2億2,300万円増ということになります。

その中で、実際的にどの部分、細目である部分がふえたのかという点が一つです。言葉上いろいろありますが、実際的なサービス内容で御答弁をお願いできればよろしいかというふうに思いますのでよろしく。サービス内容。

それと、もう一つは、これも最終的には年度当初予算にかかわるわけですが、第1号被保険者の状況、特別徴収部分と実際的には普通徴収部分というふうに分かれておるとは思いますが、それぞれの人数を報告していただきたいというふうに思います。補正時点です。これが基本的

には3月のいわゆる新年度予算にかかわる部分、見込みが3月の部分にかかわってくるというふうに思いますので、答弁を求めておきたいというふうに思います。

それとあわせて準備基金の取り崩しであります。今でも3年ごとに実際的には取り崩していくということで、ほとんど新年度の予算書を見ると800万円だけ残していわゆる800万円という数字を言ったらいけんですが、800万円余りの数字を残して全額、あと残りをほとんど取り崩すという状況になってると思いますが、その状況でよろしいのかどうなのか、含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 舩重介護保険課長。

介護保険課長（舩重 久人君） 最初に給付費の増加分のことです。これ介護給付で居宅介護、それから施設介護、いわゆる通所介護、デイサービスって言われるものですね。それと通所リハビリテーション、それから福祉用具の貸与、それから特定入所者介護、これ介護3施設に入っておられる方の食費、居住費を補てんするものです。この部分が伸びております。それと高額療養費のサービス、高額介護、これが伸びております。

それから、次の保険者の状況です。これ3月末ということで特別徴収が8,490人、普通徴収が694人、併徴、いわゆる両方にかかっているというケースです。これが151人で延べ9,335人、被保険者数は9,265人、ですからこれは徴収される人数と被保険者数っていうのは重複されてカウントされます。この中には転出・転入、死亡、新規到達等が入っております。

次に、基金の状況ですが、基金、先生御存じのように3年間の計画の中で使っていいよと、余したものについては余してもいいんだという考え方が厚労省にあります。で、22年度3月末、今回4,753万8,000円の基金を繰り入れますので866万4,923円が3月末の残になります。

それから、23年度の新年度はまた別の機会にお話することがあると思いますが、これは新年度の保険料の歳入に算定して計算します。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 18 号平成 22 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 19 号平成 22 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 20 号平成 22 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、日程第 7、議案第 12 号から日程第 15、議案第 20 号までの 9 議案の質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の次の本会議といたします。

#### 日程第 16 . 議案第 21 号

議長（荒川 政義君） 日程第 16、議案第 21 号平成 22 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第 21 号平成 22 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成 22 年度周防大島町公営企業局補正予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

この予算は、12 月実績に基づきまして算出し、第 2 条の業務量では、病院患者数・介護老人保健施設利用者数ともに減少を見込んでおります。それに伴いまして次の 2 ページにあります 1 日平均患者数・利用者数も減少しております。

大島看護専門学校の学生数は、2 名の増加を見込んでおります。

主要な建設改良事業の病院改築事業は、年割額の変更による減額補正、医療機械器具及び備品購入は、入札減による減額補正をしております。



第3条の収益的収入及び支出につきましても、12月末までの実績に基づきまして算出し、収入合計で43億8,260万円、支出合計で46億8,419万2,000円を見込んでおります。次に5ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入のうち企業債につきましても、入札減や大島病院移転新築工事の年割額の変更および大島病院医療機器整備に対する企業債借入が翌年度になったことに伴いまして減額補正しております。支出金につきましては、病院新築及び医療機器整備に対する国庫補助金を増額補正しております。固定資産売却代金は、運営資金として基金を取り崩すものでございます。

次に6ページをお願いいたします。

支出のうち建設改良費につきましては、先ほど収入のところでも申し上げました入札減や大島病院移転新築工事の年割額の変更に伴いまして減額補正しております。企業債償還金は、償還額の確定に伴いまして減額補正しております。

第5条の継続費につきましては、旧大島病院解体工事の入札結果に基づきまして、総額を9,133万9,000円減額し、工事の進捗状況に伴いまして期間及び年割額を変更しております。

第6条の企業債につきましては、第4条で御説明申し上げましたが、入札減等の支出額の確定に基づきまして補正しております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、育児休業期間の短縮に伴いまして増額補正しております。

次に8ページをお願いいたします。

第8条の他会計からの補助金でございますが、交付税額の確定に伴いまして補正しております。

第9条のたな卸資産購入限度額につきましては、病院患者数の減少に伴う減額でございます。

附属資料といたしまして、9ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は35ページの平成22年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり3億7,701万1,000円の赤字を見込んでおります。

以上が平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず1点が、開いてわかるように、最終表のいわゆる3億7,701万1,000円の赤字分をどのように見るのかという点です。この最大の要因をどう見

ているのかというのが一つです。

今回条例改正があって、収益的収支関係をよくするためにいろいろ手当を組んでるというふう  
に思いますが、実際的に企業局としてどういうふうに見ておるのかというのが素朴な質問の内容  
です。

それと、もう一つが20ページ見てもうたらわかるんですが、資本的収支及び支出の欄で、  
固定資産売却代金であります。これは主なものが基金の取り崩しに伴う中身だというふうに思  
いますが、基金取り崩し分とそのほかの部分があるというふうに思うのです。その中身、6億  
5,194万7,000円の実際的な中身を聞いておきたいというふうに思います。

それと、もう1点は、年次計画表の部分であります、23年度分に繰り越すとして5,000万  
円余りを組んでおりますが、これはすべて駐車場にかかわる部分ということで確認しちよきたい  
んですが、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） まず、最初の赤字分3億7,701万1,000円の内訳  
についてでございますが、これは主は大島病院の、旧大島病院の建物及び移転新築に伴いまして、  
新規更新をかけました医療機器分の残存簿価分、この部分が3億303万6,000円入って  
おります。それ以外のものにつきましてはたな卸資産購入費の薬品診療材料及び資本的支出の建設  
改良費に伴います消費税分、この部分を組んでおります。この部分が赤字の内容となっております。

次に、2番目の基金の取り崩しの部分の内訳になりますが、今回、6億5,194万7,000円  
を取り崩すという形になっております。今まで既決させていただいておりますのと合わせて  
13億1,034万7,000円の合計となりますが、この内容はすべて現在、国債運用して  
おります基金を取り崩すものでございます。

内容としましては、大島病院の医療機器を平成22年度で購入してありまして、この財源とし  
て起債をほぼ充てておりますが、一部補助金が確定しておりませんため借り入れを起こすこと  
ができません。で、22年度の許可債ではありますが、23年になってでの借り入れになります  
ので、この資金として5億5,440万円。で、大島病院の新築の部分としまして過疎債も借  
り入れておりますが、本庁と一緒に借り入れを起こすため、これも 公営企業法のほうでは23  
年の借り入れになりますのでその財源として4億5,570万円、大島病院の調整交付金関係、  
特別徴収交付金と合わせまして8,731万2,000円を組んでおります。これも翌年に入る  
という形になりますので、その部分を入れております。それプラス東和病院の過疎債分が1,190  
万円ございまして、もう一点、12月、前回の補正第2号で議決を賜りました大島病院の繰り  
上げ償還に伴います元金の償還部分、これが2億103万5,000円ございまして、合わせま

て13億1,034万7,000円、これが財源として不足いたしますので取り崩して資金の充てとするものでございます。

3点目、年割額の変更につきましてですが、5,800万円平成23年度に組んでおりますが、これはすべて今現在取り壊しております旧大島病院及びその後の駐車場整備に伴うものでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の次の本会議といたします。

#### 日程第17・議案第22号

議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第22号大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第22号大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例の廃止について、補足説明をいたします。

大島田舎美術館につきましては、旧大島町において平成10年4月に開館したものであります。この建物は、大島郵便局の新築移転に伴ない町が譲り受けたもので、町民の芸術文化の振興を図るために美術館として利活用をし、多くの展示会や来館者でにぎわったところであります。

しかしながら最近では、築後45年以上を経過した建物であることから、外壁のモルタルが剥落するなど老朽化が激しく、また屋根瓦のずれによる雨漏りもあるなど展示物へも影響を及ぼす状況となっております。あわせて耐震性に乏しく、今後改修等により存続を図ったとしても多額の経費がかかり、現在の建物及び敷地の広さ等を考えると、現状の改修等による存続効果は低いと考えるものであります。

つきましてはこの美術館を平成23年3月末日をもって閉館するために、大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものであります。

なお、今まで同館が担ってきた各種活動の場は、大島文化センターを中心として実施していくこととしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 田舎美術館、建てものそのものが実際的には老朽化しちよるちゅうのはだれの目にも明らかなんですが、実際閉館した後の部分について、その建物部分についてどのように考えちよるんかというのが一つです。老朽化したものをそのまま放置の状況でいくのかどうなのか、それが一つです。

それと、田舎美術館を利用しておった皆さん方がいわゆる文化センター等で行う場合、同じようなことを行っても使用料等が全然違うんじゃないかというふうに思うとるが、その関係について何か考えちよるのかどうなのか、含めて聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） まず１点目のどのように考えているのかということでございます。当面、今の現状としては、いわゆる壁等が剥落して落ちる、それを通行人等に危害を加えないようにということで、シートで覆ってできるだけ被害を発生させないようにということで考えております。

いずれにしましても、今の現状では将来的にこの条例等が通ったときには、あの建物そのものがもう実態がなくなるというような感じでございますので、解体ということも考えられるでしょうけども、今当面は予算化もしてないという実態でございます。

それから、文化センター等の利用者ということの今のこの田舎美術館との関連でございますが、これについては文化的団体等の実施用途につきましては、原則無料あるいは減免という形がありますので、それが踏襲できるであろうというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第２２号大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１８．議案第２３号

議長（荒川 政義君） 日程第１８、議案第２３号周防大島町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第 2 3 号周防大島町職員定数条例の一部改正について、補足説明をいたします。

現在、公営企業局の職員数は 3 3 3 人となっております。3 病院とも 1 5 対 1 の看護基準をとっておりますが、今後の診療報酬改正や地域住民の医療ニーズにこたえるためには、1 0 対 1 看護基準が不可欠となってまいります。

スリム化を考えると、職員数は減じなければなりません、看護師等は委託や派遣職員と言うわけにはまいりませんので、2 6 人の職員の定数増をお願いしたいと思っております。

なお附則として、この条例は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 先ほども言いましたように、一つは収益的収支・支出の関係をできるだけ圧縮するというのが一つの考え方。ほいで今、企業管理者が言ったのは 1 0 対 1 に持っていくために当面 1 5 対 1 という格好で実際的に看護師を増員しなければならないということであり、で、実際的に今の状況を含めて、この看護師数が、条例が通って看護師数の確保ができた場合に、実際、各病院ともどういう状況なのか。それ一気に、皆それぞれ一気にいけばええが、実際的にはいろんな、例えば大島病院にしても療養病床と一般病床とあると、で 3 9 の 3 8 か。橋病院。で、実際的には 1 2 0 あるものの、実際的にはそこまでいかない東和病院、いう格好で今現状してるわけですが、その対応を実際どうしようとするのか、この人数増することによってどういうふうにやろうとするのか、再度答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 今の定数の件でございますが、定数が 3 3 3 名で 1 月 1 日現在、公営企業局の職員定数に対する職員が 3 2 1 名でございます。2 3 年度予算の計上において、先ほども申しました現状の看護単位で職員をそれぞれの病院に置いたとして 3 4 2 名ということで新年度の予算計上の職員数として既に計算をさしていただいております。で今後、先ほどの 1 0 対 1 看護にするに当たってどのように足りないのかという部分でございますが、まず、医師 1 名、薬剤師 1 名、それから看護師を 1 6 名、社会福祉士を 3 名という 2 6 名の今後 3 年なり 5 年の期間においてはそれが起こり得るだろうということで、今回 3 5 9 名ということをしてさしていただいております。現状におきましても 3 3 3 名という定数はぎりぎりいっぱいというのが公営企業局でございます。中には先生方、それから看護師さんで既に報酬のほうに上っております嘱託職員という部分での数もかなりおりますので、こういった方々の若い方への職員としての

変更という部分が発生するということも考えまして、今回26名の定数増ということをお願いしております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 本議案について、賛成の立場から討論しておきたいというふうに思います。といいますのが、実際的に今3病院を運営していくに当たり、せっかく施設が新しくなったり、そして必要ベット数の枠がありながら、実際的には島民の付託にこたえきれてないという部分が、実は看護師が足りないところ等から発生しておるとというのが一つの要因です。

もう一つは、収益的収支の関係ですが、やっぱり先ほど企業局のほうが答えたように、実際的には医療点数そのものを考えたときに、きちっとした対応、看護師をふやしていかなければ実は足りない。当然先ほど答弁されたように医師の確保、薬剤師の確保、そして今回ほとんど占める看護師の確保を含めて、実際的にはかなり困難な状況であります。私は、最初に言いましたように、3病院は本当に町民の付託にこたえる方向できちっと運営していく。この原則的立場で改めて今回の定数条例について賛成の立場から討論しちょきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第23号周防大島町職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19、議案第24号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第24号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 2 4 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、補足説明をいたします。

平成 2 2 年度に創設した地域づくり活動支援事業について、提案された事業の審査を行う審査会の委員に対し、謝礼という見地から報償費として予算計上を行い、執行してまいりました。

しかしながら、「周防大島町地域づくり活動支援事業審査会設置要綱」に基づき町長が委嘱していること、他の非常勤職員と均衡を図った取り扱いとすべきであることから、このたび日額報酬の支給対象となる、非常勤職員の職名を新たに追加しようとするものであります。

また、議案第 2 2 号で提案いたしました、大島田舎美術館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、田舎美術館運営委員の設置が不要になりましたので、条例の別表第 1 に記載されている、同運営委員の項目を削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお附則として、この条例は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 2 4 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 0 . 議案第 2 5 号

議長（荒川 政義君） 日程第 2 0、議案第 2 5 号周防大島町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 2 5 号周防大島町特別会計条例の一部改正について、補足説明をいたします。

平成 2 0 年 3 月末をもって老人保健法が廃止され、法律上、特別会計の設置義務が平成 2 2 年度で終了するため、条例の一部を改正し、廃止しようとするものであります。

第1条中第3号の周防大島町老人保健事業特別会計を廃止し、第4号を3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げとするものであります。

この改正は平成23年4月1日から施行しますが、平成22年度の収入及び支出、並びに同年度の決算は従前のおりとしてしています。なお、平成23年度以降老人保健事業の収入、及び支出が発生した場合は、一般会計で行うこととなります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第25号周防大島町特別会計条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21・議案第26号

議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第26号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第26号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本年4月の椋野小学校の久賀小学校への統合に伴い、新たにスクールバスを運行するため、椋野久賀線として1路線を新設しようとするものであります。

運行形態につきましては、久賀小学校と久賀中学校の共同運行とし、運行便数は原則として登校時1便と下校時3便であり、長期休業中の学校行事にも対応する予定であります。いずれも、児童生徒の安全面、利便性等を考慮した運行を開始しようとするものであります。

なお附則として、この条例は平成23年4月1日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。



んか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、椋野小学校閉校に伴いスクールバス運行ということで計画されているようであります。中で、午前1便、午後いわゆる帰りの便ですね、3便運行ということになれば、運行自体としてはどういうふうにと考えとるんかというのがああるんです。例えば小学校終わり、中学校終わり、クラブ活動終わりという格好で考えとるのかどうなのか含めて、運行上、時間的に組めるんかなあと、ダイヤが組めるんかなあという心配をしよるんですが、その点で考え方を聞いときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 今議員がおっしゃるとおり、午後の3便につきましては小学校が2便、言い方悪いんですが小学校の2便と、それに重なるところの中学校の1便が入ってまいります。それから、もう一つ中学校のクラブ活動、中学校の、水曜日は1時間早く帰る5時限で終了ということで、実質中学校は3便ございます。で、小学校は2便、それから小中が一緒に帰っていけるという考え方でありまして。若干小学校等については学校の終業後15分から20分ぐらいは待つような状態にはなりますけれども、基本的にはほぼ、時間的にも間違いなく運行できるというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第26号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第22、議案第27号

議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第27号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第27号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について補足説明をいたします。

棕野小学校が平成23年3月31日閉校となることに伴い、小学校体育館を地域住民の健康増進と体力向上に資するため、地区体育館として設置し、条例の表中に棕野体育館の名称を加えて、条例の一部を改正しようとするものであります。

参考までに、地区体育館は平成21年の日良居体育館に次いで2例目であり、使用料につきましては、周防大島町立小中学校施設の開放に関する規則により、各種団体使用時の料金と同額であります。

なお附則として、この条例は平成23年4月1日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第27号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。2時10分まで。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第23・議案第28号

議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第28号周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第28号周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

周防大島町B & G海洋センターにつきましては、昭和59年4月に体育館、プール、艇庫の

3つの施設を、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（通称B & G財団）が建設し、昭和61年2月に旧大島町が無償で譲り受けた施設であります。

これらの施設の使用料につきましては、プールは平成18年度の大規模改修に伴い平成19年4月から使用料の改定を行いましたが、艇庫の使用料については開館以来27年据え置かれたままであります。このため、平成21年22年度の両年度にわたって実施した艇庫改修とトイレ、シャワー、更衣室の新築に伴い、艇庫に所有しているカヌーやヨットの舟艇の使用料の改定と、当初配備後にふえたペアカヌーやローボートなどの新たな種類の舟艇使用料の金額設定を行おうとするものであります。

また、付記として、町外業者や営利宣伝目的として使用する場合には、割増の料金を設定したところであります。なお現在の使用料は、県内や中四国の同様な施設と比べて低価格であることから、今回の改定は受益者負担の原則から妥当な使用料であろうと判断するものでありまして、使用料には昨年完成しました更衣室、温水シャワーなどの使用料も含まれているということで、利用者の方には御理解がいただけるものと考えております。

なお附則として、この条例は平成23年4月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的な値上げ理由が、いわゆる新しく、一昨年昨年と建物等改修したと、シャワーを改修したということであります。実際的に、今までの実績ですよ、今までの実績等についてどういう利用状況というふうに踏まえておるのか。

また、値上げしなければならない根拠が、例えば日本一安い利用料でもいいわけなんですよ別に。実際的に利用料から見たら、どの程度の町にとっての使用料増を考えるとるんか含めて考えていったほうがいいんじゃないか。逆に、この際だから値上げをしとこうという安易な考え方では私はいけないというふうに考えるとる立場です。

先ほど言いましたように、実際的な利用状況を含めて答弁を求めたいというふうに思います。利用状況と、実際的に予測できるわけですから、また新たな部分もあろうからね、どういうふうに見とるのか、使用料等について答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 今回値上げをさせていただくということでございますが、利用状況等につきましては、実質海の利用でございますので、早い時期から、6月ぐらいから11月の前半であろうというふうに考えております。

一昨年ぐらいから、修学旅行生が体験交流の関係で大島入ってきておりますので、この子供た

ちの利用がほとんどを占めておるといったところでございます、夏時分に二、三の団体からの申し入れがございます。

その他、いわゆる教育委員会主催の海の活動のイベントがございますが、これにつきましては利用料はいただいております。参加料の保険とかはいただいておりますが、船、ボート、あるいはカヌー等の利用料には影響してないといったところでございますので、今回値上げをしてどのくらいの影響があるかということでございますが、正式にはじいたらどうなるかわかりませんが、多くても10万円以内であろうというふうに考えております。そういったところでございます。

もう1点は昨年完成いたしました温水シャワー、これはいわゆるガス、水道使うわけでございますので、提案理由で申し上げましたとおり、それなりの受益者の負担はいただくということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに、松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 1点お願いでございますけれども、せっかくここまでおやりになったんで、この御利用される料金についての看板等を設置するとよろしいんじゃないかと思っております。

それともう一つ、B & Gの入り口の看板が非常に小さいということが1点。それから、御利用いただくんですから、下に電話番号等が記載してあると非常に使いやすいというのがありますので、その辺も御考慮いただきたいと思っております。答えよろしゅうございますので。

議長（荒川 政義君） 要望。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第28号周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第24・議案第29号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第29号周防大島町国民健康保険条例の一部改正につ

いてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第29号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をいたします。

このたびの改正は、厚生労働省が平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額を平成23年4月から恒久化することを決定したことによるものであります。

第7条第1項の改正は、被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額35万円を39万円に改めるものであります。

附則による時限適用で4万円かさ上げしている条例を改正し、平成23年4月から本則において4万円引き上げ39万円とし、産科医療補償制度の上限額3万円を加算して42万円とするもので、平成23年4月1日からの出産に適用するものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実態として聞いちゃきたいんですが、今回手当の引き上げということですが、かつて社保や共済と比べたら結構まだ差があったという状況ですが、今の状況はどういう状況なのか。引き上げ後の状況で答弁を求めておきたいというふうに思いますが。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 現在は同額でございます。もう差はございません。はい。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第29号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第25．議案第30号

議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第30号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第30号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同約の変更について補足説明をいたします。

平成23年4月1日より、山口県市町総合事務組合の非常勤職員に係る公務災害補償事務及び公立学校の学校医等に係る公務災害補償事務を共同処理する団体に光市が加入することになりました。

これに伴い、共同処理する事務及び組合同約を変更するに際して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議の内容について関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、地方自治法第290条の規定による議会の議決をお願いするものであります。

なお附則として、この規約は山口県知事から許可のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用することとしております。何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第30号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第26．議案第31号

議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第31号財産の無償譲渡についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第31号財産の無償譲渡について補足説明をいたします。

山口県は、本町の油良地区に設置されている県立の障害者支援施設である山口県たちばな園を平成23年4月1日をもって、社会福祉法人山口県社会福祉事業団へ移管すること及びそれに伴う県有の土地や建物等の財産を当該法人に無償譲渡することを平成23年2月県議会に上程しているところであります。

現在、本町が県へ無償貸与しているたちばな園の用に供している土地や建物についても、民間移管後の施設の安定的な運営が継続可能となるように、県と同様の取り扱いが求められたところであります。

山口県たちばな園は、本町の障害者施策の中核をなす施設であることから、現在の場所で引き続き障害者施設を継続することが本町にとって最大のメリットがあり、公共性の高い障害者支援施設として安定した施設運営の継続を確保したいと考えているところでございます。

つきましては、平成23年4月1日をもって山口県社会福祉事業団へ財産を無償で譲渡する必要があると判断したことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるところでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第31号財産の無償譲渡について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27・議案第32号

議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第32号町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第32号吉井南線の町道路線の認定について補足説明をいたします。

大字東屋代地内の重要な生活道として行った道路新設改良工事による延長129メートル、幅

員 4メートルを吉井南線として町道路線の認定をお願いするものであります。

起点は東屋代字下吉井 3 4 4 番地 2 地先、終点は東屋代字安成 3 1 1 3 番地 2 地先であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に今工事されている箇所と思われませんが、認定に当たって、実際的な工事終了はいつになつとるのか確認しちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 変更で3月30日だったと思うんですが、手前の橋の補強工事があるために片側通行になったのでそういう結果になっております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第32号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

#### 日程第28・議案第33号

議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第33号町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第33号浅ノ浜大谷線の町道路線認定について補足説明をいたします。

一般国道437号道路改良工事に伴い、大字伊保田から大字和田の旧国道を町道に降格し、延長845メートル、幅員6メートルを浅ノ浜大谷線として、町道路線の認定をお願いするものであります。

起点は伊保田字浅ノ浜 1 7 8 9 番地地先、終点は伊保田字大谷 1 8 2 1 番地 2 地先であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませ



んか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 実際的に、便利さ、交通量等は今回町道認定に当たってどのようにとらえているのか聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 木村建設課長。

建設課長（木村 順一君） 町道への降格につきましては、山口県と旧道の処理、ガードレールとか歩道の舗装の補修とかが終わりましたので、町道認定とさせていただきます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩します。

午後 2 時30分休憩

午後 2 時32分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 3 3 号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 9 . 議案第 3 4 号

議長（荒川 政義君） 日程第 2 9、議案第 3 4 号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 3 4 号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について補足説明をいたします。

周防大島町過疎地域自立促進計画の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項で準用される同条第 1 項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

変更内容について説明いたしますと、まず産業の振興の区分につきましては、過疎地域自立促

進特別事業として、住宅リフォーム資金助成事業を追加しようとするものでございます。

次に、生活環境の整備の区分については、消防施設に係る事業として、投光機・発電機の整備を13カ所に拡大するとともに、その他の事業として、大島斎場の改築を追加しようとするものです。

また、教育の振興の区分については、学校教育関連施設に係る事業として、久賀中学校の校舎を耐震補強改修から改築に内容変更し、集会施設、体育施設等に係る事業として、安下庄小学校グランド照明設備事業を追加するとともに、過疎地域自立促進特別事業として、補助対象外である久賀中学校改築基本設計を追加しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） 今住宅リフォーム資金の助成事業についての説明をいただきましたが、内容的なところをもう少し詳しくいただけますでしょうか。

議長（荒川 政義君） 木村建設課長。

建設課長（木村 順一君） 失礼します。住宅リフォーム資金助成制度は、対象となる住宅につきましては自己の居住の用に供している町内の住宅です。

それで、リフォームの工事費が10万円以上であって、その10%で上限が10万円です。ですから、100万円以上でしたら上限の10万円ということになります。

それに加えて、体験型修学旅行を受け入れる予定の自宅につきましては、事業費が10万円以上から30万円未満の工事については、1万5,000円ほど加算いたします。次に、30万円から50万円までの工事については2万5,000円ほど加算いたします。それと、50万円から70万円未満の工事については3万5,000円ほど加算いたします。70万円以上の工事については5万円を加算いたします。ですから、最高15万円という限度がございます。（発言する者あり）はい。そういう事業でございます。（笑声）

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回、その過疎計画の変更でございますので、ちょっと余り具体的に今まで説明なかったと思うんですが、実は先ほど新年度の施政方針の中で申し上げましたし、新年度の予算の説明でも申し上げましたが、具体的には明日になると思うんですが、新年度予算の中で一つの目玉として周防大島町の住宅リフォーム資金助成事業という形で新年度の予算の中に盛り込んでおりますので、具体的にはちょっと、ここよりもできれば新年度予算の中で十分御議論をいただけたらと思います。

今課長が申し上げたとおりじゃあるんですが、そのリフォームをする家庭に対して資金的な支

援を少しでもして、そしてまたそれにプラスして体験型修学旅行の受け入れをしていただく家庭につきましては、その実績後にプラスしてその上乘せをしようという形で、ぜひともその高齢者の多い町の中でバリアフリーのトイレやお風呂やまたはキッチン等についてリフォームをやっていただきたい。

それが、一つには住環境をよくするという方法と、もう一つにつきましては、地域の経済活性化または地域の建設業が非常に疲弊しておりますので、大工さん左官さん設備屋さん等の新しい仕事の掘り起こしになればということでございますので、できれば新年度予算の中で十分御議論いただきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浜上 実則君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実は、賛成の立場から討論をせざるを得ないというふうを考えております。

といいますのが、住宅リフォーム助成事業については全国的にも取り組んでおりますし、周防大島町において、昨年6月以降町長要請、そしてまた一般質問等で取り上げた内容です。

御承知のように、今答弁があったように地域経済が非常に疲弊しているという中で、実際的には少しでも地元のいわゆる中小業者に役に立つ事業へということが一つであります。

そしてまた、一定のやっぱり、いわゆる補助という言い方が正しいかどうかわかりませんが、補助をつけることによって宅内改造も進むという2点の要素があるというふうを考えております。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

もう1点は、追加の部分の大島斎場改築についてであります。これも、取り上げた内容であります。実際的には合併当時を思い出していただきたいのは、大型事業の縮小ということで非常に使い勝手の悪い状況が発生しました。

そういう中で、今回執行部としても現状を考えると追加しなければならないという状況だろうというふうに考えております。以上の状況で賛成討論としたいというふうに思えます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第34号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30．議案第35号

日程第31．議案第36号

日程第32．議案第37号

日程第33．議案第38号

議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第35号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、日程第33、議案第38号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第35号から議案第38号までの指定管理者の指定について一括して補足説明をいたします。

まず、議案第35号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。油宇集会施設は自治会組織油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設の設置目的からも油宇自治会を指定管理者として指定しております。

次に、議案第36号小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設も自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設の設置目的から小泊自治会を指定管理者として指定しております。

今後においても、これを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えられますので、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募により引き続き指定管理者に選定しようとするものであります。

なお期間は両施設とも、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間としております。

次に、議案第37号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について及び議案第38号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する「和田苑」、「しらとり苑」につきましては、毎年度1年間の期間を定めた上で指定管理施設として、周防大島町社会福祉協議会と協定書を締結し、管理運営をお願いしております。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある者に対し自炊設備のある居室を提供、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言をおこなうものであります。国の定める要綱でも指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託できるとなっております。

このことから、本施設において生きがい活動支援通所事業や指定通所介護デイサービス事業を実施している周防大島町社会福祉協議会を、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募により引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。

なお期間は両施設とも、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間としております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第35号油宇集会所の指定管理者の指定について質疑はございませんか。

議長（浜上 実則君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、1年ごとにするっていうのは何か地元からの要望とかそういうのがあるんですか。実際的には、その地元の集会所として地元自治会が公募の指定管理者となるわけですが、自治会がなくなる等については考えられないわけなんです、何か特段の理由があるのかどうなのか、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 指定管理施設につきましては、指定管理を最初に取り組んだ18年のときの町の方針として、指定管理料が発生する非公募施設については1年ごとということと、指定管理料が出ないところが5年というふうに決めておるようですので、公募とは違う非公募の場合はそのように決めておりますので、そういう形を踏襲しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 過去にそういう取り決めがあったとしても、その都度いわゆる提案するわけですよ。指定管理期間っていうのは、その条例を設置するときにいわゆる変更がきく内容なんよ実は。

ほたら、その取り決めた状況が別にその後問題が発生してなければ、その条例改正のときにきちっと改めて条例を設置したほうが現代的じゃないですか。過去こういう方向があったからこうだったというんじゃないしに、これ早い時期に見直ししたほうがええんじゃないかと。町長の考え方聞いちょきます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今御質問のとおりだと思うんですが、例えば指定管理料が発生しておる

とことについては、例えば余り複数年でやっておるときに、多分収益性のないとこでなおかつ指定管理料が発生してる施設なんで、その指定管理料で賄えないというような場合が起こったときには、反対に言えばその自治会とか社会福祉協議会のほうで負担がふえるということにもなるということもあったんじゃないかと思うんですが、実は今のところを見てるとそんなに大きく指定管理料を変更しなければならないような状況には今なってないと思っております。そういうことからすると、複数年の契約でも特に問題はないんじゃないかと思っております。

少しこれは、これから先の課題として、指定管理を受けている側との協議をしてみたいと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第36号小泊集会施設の指定管理者の指定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第37号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第38号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第35号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第35号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第36号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第37号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第38号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第34．議案第39号

日程第35．議案第40号

日程第36．議案第41号

日程第37．議案第42号

日程第38．議案第43号

日程第39．議案第44号

議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第39号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから、日程第39、議案第44号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第39号から議案第44号までの指定管理者の指定について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第39号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてであります。この施設は

現在、施設が位置するコミュニティ組織の屋代山泉地区コミュニティ会を指定管理者に指定しております。

次に、議案第40号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設もコミュニティ組織神領共和会の区域に位置しており、現在指定管理者に指定し、コミュニティ活動の拠点となっているところでございます。

次に、議案第41号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設は、現在小松コミュニティセンター運営委員会を指定管理者に指定しております。この運営委員会は施設建設に合わせて、施設の運営管理を目的に設立された組織であり、コミュニティ活動の一助をなしています。

今後においても、これを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えられますので、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募により引き続き指定管理者に選定しようとするものでございます。

なお期間は3施設とも平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としております。

続いて、議案第42号から議案第44号までの地区農事集会所の指定管理者の指定について補足説明をいたします。

現在、議案第42号の安高地区農事集会所、議案第43号の正分地区農事集会所、議案第44号の鹿家地区農事集会所の指定管理については、平成18年9月1日から平成23年3月31日までの5年間、各地区自治会と協定書を締結し、指定管理施設として管理運営をお願いしております。

当該施設は、設置当初より地元自治会により管理運営が行われ、管理費や運営費に関しましても、すべて地元自治会により行われてきました。今後においても、これを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えられますので、周防大島町立農事集会所条例第6条及び周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募により引き続き指定管理者に選定しようとするものであります。

なお期間は3施設とも、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時55分休憩

.....

午後2時55分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。説明が終わりましたので、これより



質疑に入ります。

議案第39号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第40号神領コミュニティセンターについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第41号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第42号の安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第43号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第44号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についての指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第39号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第39号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第40号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第41号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第42号安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第43号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第44号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40．議案第45号

議長（荒川 政義君） 日程第40、議案第45号平成21年度周防大島町立久賀小学校校舎（普通特別教室棟・便所棟）耐震補強及び改修工事の請負変更契約の締結についてを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第45号平成21年度周防大島町立久賀小学校校舎（普通特別教室棟・便所棟）耐震補強及び改修工事の請負変更契約の締結について補足説明をいたします。

昨年7月に、周防大島町久賀の藤川建設株式会社と請負契約を締結した、平成21年度周防大島町立久賀小学校校舎耐震補強及び改修工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

変更工事の主な内容につきましては、アウトフレームの基礎工事の内容変更、雨水排水設備工事及び外壁改修工事の追加などに伴い、請負代金を増額することが必要となりましたので、原契約の請負代金1億33万5,900円を649万6,350円を増額した1億683万2,250円とする請負変更契約を締結しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第45号平成21年度周防大島町立久賀小学校校舎（普通特別教室棟・便所棟）耐震補強及び改修工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、明日3月9日水曜日、午前9時半から開きます。

事務局長（木元 真琴君） 一同御起立願います。一同、礼。

午後3時02分散会

